『後水尾院当時年中行事』・『御うぶや以下の次第』 翻刻 付解題

皇室制度調査室

し、この分野の研究の便に供することとした。し、この分野の研究の便に供することとした。、この分野の研究の便に供することとした。また併せて同様の内最善本たる東山御文庫本の全文を翻刻することとした。また併せて同様の内最善本たる東山御文庫本の全文を翻刻することともあり、その成果を取り入れて最善ないまとの。し、この分野の研究の便に供することとした。は、江戸時代の皇子女の幼少時におし、この分野の研究の便に供することとした。

註および説明註は ()をもって括る。

一、その他、右述の点も含め、基本的に『皇室制度史料』に倣う。

を、翻刻の末尾に付した。併せて参照されたい。一、検索の便のため、『後水尾院当時年中行事』に記載された項目の一覧表

一、翻刻の担当は新井重行・柿島綾子・高田義人・福島真理子である。

一、解題は、新井が執筆した。

『後水尾院當時年中行事』

翻刻

(序文)

(凡例)

及び桂宮本

、本稿は、東山御文庫本『後水尾院当時年中行事』(勅封六七―六―一四)

『御誕生ヨリ御十三マテノ事』(函架番号四五七―三三)の翻刻

かしたを掌の内にしてより漸朝廷を經營する事になりぬ、就中東照宮叛逆のハ符合せす、其故いかなれは、世くたり時うつり、とりわき應仁の亂れより諸國の武士をのれく、の力をあらそひて、社領・寺領・公私の所領を押領する事かそふるにいとまあらす、これよりこのかた、宮中日々に零落して、かの建保・建武のむかしにハ似るへくもあらす、時ありて、六大臣信長公あめの建保・建武のむかしにハ似るへくもあらす、時ありて、共中のことゝもかゝ順徳院の禁秘鈔・後醍醐院の假名年中行事なといひて、禁中のことゝもかゝ

、羽則こうこっては、おおかは気はり本戈に処みが、原則にして平出・場を行うものである。

、翻刻にあたっては、おおむね底本の体裁に拠るが、原則として平出・闕

字等は連書し、古体・異体・略体文字は正体に改める。

た註記のうち、底本の文字に置き換えるべきものは〔〕、その他の校訂、翻刻にあたり、新たに読点(、)・並列点(・)を施し、翻刻者の加え

れと、 き物にこそ 何事もミるかうちにかはりゆくすゑの世なれは、せめて衰微の世のたゝすま 相ついて台徳院太相國、 徒をたいらけ、 かむ事のなけかしけれは、 あをたにうしなはてこそあらまほしきに、

それたに又おほつかなく成もてゆ 諸公事も次第に絶て、 百敷のふるき軒端をあらためて、玉をみかきなせる功他日に倍せり、 上を尊敬し下を憐愍せらるゝ志深かりしかは、金闕ふた度光をかゝやかす、 思ひ出すにしたかひて書付侍りぬ、うとき人にハゆめくへみせらるまし よろつの事猶寛正の比にたにもをよはさるへし、 四海の波風をしつめ、 今ハ跡もなきかことくになれは、 今の征夷將軍左府にいたりて忠節をつくし、ことに みてしり聞てしる人のたとくしき事にハあらね 絶たるをつき、すたれたるをおこし、 御禊・大嘗會其外の 再興するに便なし、 しかあ

(卷上)

とのをはりて後、 御ゆの冷煖を試き、 ちんまいりて後、 うひねりの御かけ、 同人御ゆかたひらを奉る、 刀自とりつたへて御ゆとのをかまふ、 手洗をもて參る、 て先御手水參る、 正月朔日四方拜、 御手水をはりて後、 清凉殿へなる、 上﨟又袴を著て御鬢をかき、 陪膳とりて御前にをく、 陪膳上臈袴はかり著て御前に參る、手長是も袴計著て、御 寅の一剋なれハとくより御ひるなる、 下の大口はかりをめす、御束帶あるへき爲也、 事くする由を申せは、 御湯を供す、これより先にかなへと御湯をはこふ、 かう薬ハ今もあれとまいるまての事ハなし、 内侍燭をもちて御先にゆく、 御手水の陪膳の人御ゆとのにむかひて、 御ゆとのにわたらせおハします、 次に御うかひ、 御かうふりを奉る、 常にならします方に 楾等の物をもて參 次に勾當內侍 垂纓、 剋限のか 御ゆ か

出御、 獻の時うけとり進上の人いつれも天盃をたふ、 膳の人はひさしに候す、 體也、 る、 手水をかけまいらす、 に陪膳の人楾を御手洗の中よりとり出しうち返したる蓋をし、あらためて御 御口を三度すゝかせ給ひて後、 蓋をうち返して、 陪膳の人御前にすゝむ、 可然近習の人々御前にさふらふ、御装束の後、 **晝御座の御劍をとりて參る、** れを入て、 のすみにをく、 しめて屠蘇・白散を銚子に入、內侍これを役す、 るか故也、 五日・立春の日ミな同し、これらハ夕方の强供御の時、 なとあれハ御相伴也、 方にてあしたの物參る、 く記するにをよはす、四方拜をはりて、 次第ハ今もふるき世のためしにかはらす、 打板より東庭にくたらせおはしまして、 也、ハ常に袴をはなたす、清凉殿の北の方にて御束帶あり、 御前にて女中御とをしあり、 まいる所もさたまらす、 母屋の北第二間をへて、階間より出おはしまして、 本路をへて陪膳の人のもとにすゝミよりて、 れん臺の中央西にせまりて御茵計をしきて、 前御鏡の 其中に深草かはらけ一つを俯す、 内侍れん臺の方、をへて白散のもとにすゝみよりて、 しはらくしてあしたの御はむを供す、 御手拭にハ大たか壇紙をもちふ、件次第御きょ手水次に種 二獻參る、初獻ひしはなひ女中にもたふ、 手長御手水をもて參る、楾を御手洗の中に入、 ひしはなひら・梅干・茶なとまいりて、 御後ニハ女中御ともす、 御心にまかす、 かはらけをたらひの中へ抛せ給ふ、 伊與酌をつとむ、 天地四方を拜せさせ給ふ、 常御所に還御なる、常にならします しるせるものおほけれは、 其後、 朔日・二日・三日・七日・ 同所にて御きよ手水參る、 白散ハもとより上段の西北 儲君御同宿の時又ハ女御 かはらけをとらせ給て、 装束し二人参りてめさす、 あさかれいを供す、 いつれも袴計ハ著する うけとりを供す、 銚子をまいらす、 あしたの御盤を供 東階にかまへたる 堅固うちくつの 二獻の時 御さか月察 四方拜 是より先 くハし 永

二は 座をかまふるかゆへなり、 まかなるものを少取て、 おほふハ彼御まな下さまに専用る物なれハ、 す、綿の入たる小袖なり、先あしたの御はむを供す、す、きぬの下にハ必紅梅を著用先あしたの御はむを供す、 張袴・御さけなをし・あこめをかさねてめす、タヒヒッム、うへに生氣の御袍 盤・金器等のものを臺盤のうへにとりならへて、次第に供す、 あさかれい・臺盤所もむかしにハかはりて、 已上ハ釵子計也なとあれと、 日・二日・三日・七日 次に御箸をとらしめ給ひて、 御を供す、 かはらけに入て、 生氣の方に向ひて著せしめ給ふ、 いに入て北面に候す、中﨟ハ臺盤所に南面に候す、下﨟も同所に北向に候す、 子をさし、す、かけ帶はかりをかく、禁祕鈔にハ、ミなかミをあく、 るハしくもきす、 くハしくしるしかたし、陪膳の人御箸をたてゝ撤す、秉燭の後御祝あり、 Š かにも相續してよくならひ傳へたれと、そのくさくへの名たしかならねハ の比まてハ、 いかり、 慶長の比只一度著せしなり、をかさねてめす、生氣の方の色也、近年其沙汰をかさねてめす、 至極衰微の時節奉り初て、 但代始にハ今も著御し給ふ也、 次に二の御盤を供す、 右の手してをし折て、 朔 同しかはらけをおほひてたてまつる、これをきぬかつきと ひとへ計をかいいたきて出て、そはにをく、 日より十五日まて毎日供したるとみえたり、 · 十五日計也、 同しく强供御のうへにをく、 采女・々官等臺盤所の南の妻戶より入て、 <u>ニ</u>の 近代ハ省略の事のミなれハ也、 上﨟・中﨟・下﨟ともに張袴・五きぬを著 こはく御の上にをく、 陪膳の人强供御のさき中央にある根ふかを 其嘉例をうしなはて、 御盤にあるかはらけを左手にもたしめ給ひ あさかれいにハ不著御事も久敷事とみ 上﨟・中﨟・下﨟いつれもきぬ ちかき世にハ南向にて、 おほひかくすにこそ、 常御所の東の二帖の御座に、 鰯とかいふ御まなをしろき 是も右の手してとる也 今に奉るとか、 又御前の方にあるこ 上﨟ハあさかれ 陪膳の次第ハ 著座の後、 此比は、 次に强供 東に御 三位 蓋を 馬頭 ハう 御 釵 朔

り、 ゆ御 **、**も 御箸をとらず、 て、 す、 しにある小さか月の御盤供御あり、 つきて手長の內侍にさつく、 ひさまつきて候す、 度うはきハ給也、 の小袖に袴計を著す、 ろつを清凉殿ひとつにてとゝのへられし程に、 は御ゆとのゝ上にをかれし由あり、 さか月をしたゝめをく、 座にうつらせおはします、 小袖に赤きすゝしの御袴・垂纓・くミかけハもとのまゝにて、 つれも體計也、 給ひて、 をとりのけ、てうし。を入、 深草かはらけ三つゝかさねて九すふ、三とのかはらけひとつをすへて脱 livo standard によっています。 を少うへにをきてそとまいる、次に平の御盤に御さか月をすへて、め へにしたの葉をおほふ、陪膳の人左手に平の御盤をもち、 む、布の方、南の方へそはみて候す、手長の內侍同しく座を起てひさしにむ、御座の、南の方へそはみて候す、手長の內侍同しく座を起てひさした。 を供す、强供御をとり分られたるかはらけにうけましくくてまいる、 こはくこを少御箸にてわけて、 陪膳御前にをく、 此時の事也、 初獻をたゝしく御前にをく、 三獻まいる、 御さか月をとらしめ給ひて參る、一こ 次第に御前を撤す、 著座の後陪膳の人座を起て、 是も便宜の所也、 御しも御盃をもちて、 はたにハ白き練貫・紅梅二をかさねて著、 くはへハなし、 次に內侍初獻かな、 くたの御盤ハ御手長の御しも便宜の所にをく、 をとりて御前にさしよす、中央の御盃をとらしめ 此間に御しも兩三輩ひさしに出て、 内侍とりてれん臺にのほりて陪膳の人にまいら 次に銚子をもてまいる、 かはらけに入、 をとりて、 回錄已後の里內以外狹少の事なれは、 御さけなをし・張袴をもぬかせ給ひて、 陪膳・手長をの/ きぬをハぬきて、 是をこさか月といふ、 又したの葉をおほひて撤す、 を供す、 申の口よりひさしに出て、 母屋の南の 御ゆとのゝ上ハ御殿の內にあ 母屋の北の間をへて御前にす 又二の御盤にある菜羹 御盃を御左方へをしよせ 此間に手長の內侍ひさ 間をへてれん臺の ミつさかつきの時 右手にてしたの葉 都合廿七歟、 女中・ 西の一 如此の時 次に御 男のこ 帖の御 ひさま Š 常

障子をさしてしりそく、 つきを給はる、 天酌にてたふ、一獻、 り入て給はる也、 反もくりゆく也、 内侍ハ第二の典侍の盃をもてまいる、 獻目に御くはへあり、 ひのかはらけをかさぬ、かさねなからとりて御盤にすふ、三獻御まを供す、 中央の間の東のはしらのもとにをく、 きつきぬれハ、又第二の內侍の盃をこひてもて出、人敷により如此三反も四 ハ又人につたへす、 天盃給はりて、 盃をしきゐのうへにならへをく、 て又御さか月出、 次に二獻ざう、を供す、ミつさかなを御右の方へをしやりて、二獻を中央に 二獻を撤して三獻を中央にをく、次に手長の內侍銚子を白散のもとにもて行 間の障子より出て、 の人の座の前にをき、もとの座につく、 屠蘇・白散を入て後陪膳のもとにもて參る、御箸くたり御盃參る、三に三 れん臺の中央の間東の障子をあけてしりそく、男次第に御とをしあり、 次に銚子をもて參る、御箸くたりて御さか月參る、い、次第にとをり 次に御盃をもてまいる、初獻のことし、 母屋の南の間をへて御前にすゝみ、 第二の内侍ハ第一の典侍の盃をこひとりてもて參る、第三の 第一の公卿强供御をとりてしりそく、 ひら御しもハれん臺にいらさるか故に、ひさしの南の東の 此度ハ上﨟分勾當內侍まて天盃給はるへきれうに、其數あ 次に勾當內侍左手に盃をもち、男の御とを 男の御とをしの時もて出へき爲也、 人々しりそく、 南のすのこをへて、 御前の御盤を御右の方にくりよせて女中に給はる、天 手長の内侍座を起てすゝむ、 天酌にて御とをしあり、一に勾當內侍まて ついてこさかつきのもとにより、 陪膳御盃を銚子にすへて庇に出て、 如此次第にくりもてゆく、勾當內侍盃 手長の御下すゝみよりて、次第に れん臺の南の東の一の間の障子よ さかつきをゝき、 陪膳取て御前の御盤にする。 最末の人盃をとりて、 陪膳の人御前を撤す、 上﨟分の人のさかつ 右手にさきとり 燭のさきを こさか 第

に鏡、 節會の事又次第にゆつりて筆をさしをく也、 を案二階廚子也、いつなから昇出して、清凉殿の北の上段にしはらく安す、 す、二のうねめこれを役す、四の采女合力す、 還御、 給ふ、 豫にのましむ、さかなも同人役す、 子にさか月をすへて、 便宜の所にてこさかつき・强供御を給はる、 て三獻參る、とは、次第に撤す、 强供御已前に參る也、 て奏す、 など奏すれは、 さるか故也、 て御さきにゆく、 て議定所の東より出て、 大宋の屛風を引めくらして、內侍二人屛風の外に候す、 て、 のむ、これ正月にかきらす、節朔ことに如斯、小朝拜あれは御束帶を著しめ てとをしあり、 も伊與つとむ、 後に参りたるを次第にさきに撤す、 先打敷をしく、 御束帶ありて出御、これよりさき内侍二人・命婦二人便宜所にて髪あけ 又中央、酒盞の次に御右、 四方拜の時に同し、 しはらくありて節會事くするのよしを申せは、又清凉殿へならしまし 齒固ハ陰陽頭勘文ニよりて日時をさためらる、 命婦二人ハ清凉殿の東のすのこの北の妻戶より出て御後にゆく さかなハ或二の采女つとむるなり、をのくくえんさしきにて これよりつきくへの采女・女官・女孺にいたりて、 内侍ひとへきぬ著て大盤所に出て、 職事とも扶持す、南殿に出御の時ハ非色の者は御後にいら 次に酒盞を供す、 まいる所もむかはせ給ふ方も陪膳等ミなこはく御に同 かはらけのもの二種とりそへもて出て、 母屋の南の第二の間をへて、 小朝拜の次第ハ又記するにをよはす、 次に御左、 平盤計を撤してたかつきをハ打敷の中へ入て撤 伊與盃を二の采女につたふ、 每度如此、 中央にする、 次に銚子まいる、酒盞の蓋をとりのけ 近年立樂の比還御、 次に御かれいとて、 内侍二人髪をあけて後、 事をはりて入御、 妻戶の簾のしたより取入 次に御右、 ひさしの南第一間を出 若朔日なとならハ、 出御の時これをとり 申の口にて伊 次に御左、 二の采女銚 其後坊家奏 事おはりて 酌もさかな 女中起座、 同人酌に

齒固ハ此比のハふるき圖なとゝハ各別

三旦 内々の男衆伺公の限り御祝の後、 かへてをく也、 御祝昨日にかはらす、 ゑを聞てかしこまりて退出す、 勾當內侍西面の簾をすこしをし出して、 とをし、ひとつハ勾當内侍にたふ、牛飼御禮に參る、淸凉殿の西の庭に候す、 をきて、 まいらす、御箸をとらるゝまてもなく、 常御所の上段・夜のおとゝ・障子の內なとへハ袴を著すしてはいらさるか故 ハやかて當座に撤する也、 のをハ十五日にとりかふる也、十五日のをハやかて其日撤する也、立春のを しはなひらのうへにつミかさねて、女中かミ・なか・しもにたふ、次に銚 り・くしかき・かすのこ・あめ・五辛等のさまくへの物をとり入て、 いて先とりそめのさか月參る、これらことに俗にちかき事也、 袴の紐を結ひてくひにかけてはく、正月にかきら、うけとりのさか月のつ あしたの物昨日に同し、こほうしはゝきを進上して御はきそめあり、 をもて參る、三獻參る、なし、御さか月二つ參りて、 中﨟・下﨟あまたすゝみよりて、 其樣先御盃、 今日のをハあすとりかへ、三日のをハ七日にとりかへ、七日 くたの御盤ハ昨日のを撤して、その所に今日のをとり 次に三方ひとつにひしはなひら・こふ・かや・かちく 女中こよひハ紅梅にかきらす、 今夜ハ間ことにちらしあふらを供す、 申の口にて御扇をたふ、 めてたいくくと三反いふ、 むかはるゝ計にて撤して、ひさしに かのさまくの物をとりわけ、 勾當內侍これを役 思ひくへの衣裳也 ひとつハ次第ニ いつ比よりの 牛飼其こ 御前に 夕方の . ひ

三月 ここうはい、 Ę 朝物 あ したの物ひしはなひらを供す、 ・うけとり昨日にかはらす、 うへに練貫をきる、 これを雪のしたといふ 夕方の御祝又同 七日をのそきて十四日まてハ同 Ĺ けふハ女中あひ

町院御ことの後ハ御忌月なれはまいらす、

されは舊院の御代の間中絶により

しめ給ふ、すゝしの御袴ハめされねとも、 されと今日より以後ハ、 あしたの御盤今日よりハ常御所にて參る、 あさ御さか月まいらす、さ盃なるか故也、うけとりなけれは、 陪膳二の御盤を供すれは御飯の前にあるすづき けの名也、 著座の後かけ帶をかく、 上らふハ上段にのほりて北面に候す、中﨟ハれん臺にこれも北 十五日のうちハ必あさ盃參る、七日・十五日若立春あれは、 夕方强く御まいる故也、 御さはをとり分られて、一の御盤にをかしめ給ふ、 御手水の後むかはるゝ計にて、 あしたの御盤ハ每日かくのことし、 下らふハひとへきぬを著て、 御はむすへりて後あさ盃とをる時 御紐はかりにても御膝にかけらる。 其後きこしめす也、 上段の西の御座に南向に座せ 母屋の南の間をへて御 昨日のやうにハあら 先一の御盤、 うけとりまいる 御湯まいり 朝の御盤 かのすつき あしたの 次に下ら をとら

二の御盤、 御はんのく御をすつきに入、 其日ハ參らす、 御盤のついて、 まいる時ハ陪膳の外の人も御前に參る時ハ正月ならても必袴を手になりとも ちあけて鳥の餌となさしむ、 にとりわけられたる御さハは、采女・々官等便宜の所・廊下のやねなとにう しめたまひて、 を著す、の出す御膳を申の口よりとり傳へて次第に供す、是も袴 陪膳の上﨟・手長の中﨟ハひとへきぬをいたき持て、 とをすなり、 ついてをのくくたまはる、三个日の强供 日 かくる也、うけとりハ女中の人數によるか故に有無不定也、 て次第に撤す、一・二の御盤を撤する時にハ下﨟又きぬをきる、 面に候す、 前にすっむ、 種しろきかはらけに入、三方ひとつにすへて御しももて出て、 ふきぬをハぬきて袴計著て、御汁等を供す、 . ハ 、 舊院の御代のはしめの比まてハ、今日千秋萬歳まいれと、 何にても御はんの物、 女中ハひさしに常のことくならひ居て 御まな 御さう進の物 御さかつきの 正

ともちて參る、 て、 とにもたせて參る、 /宮門跡・ 彼者の子孫とも 持て參る、 八條殿等の宮方へハ御扇をまいらせらる、 御ひくに衆なとより年始の御文まいる、 勾當所にて帶をたふ、 御寺の御所よりのつかひにも帶をたふ、 0) ゆくゑもしらす成行て、 こなたよりの返事も火司 今ハまいらす、 勾當內侍文そひてかなへ 伏見殿よりハすゑのも 此外其沙汰なし、 今日 わたりよ かなへ

7 \

き

いる、 五日 中とをりて後、 とこ衆も南の妻戶より參りて御とをしありしと也、 く清凉殿の西面にて御覽あり、 かな也、 れは、 清凉殿の西面に御座をかまへて御覽あり、 あしたの程てをのはしめあり、 便宜の所なるによりて西面にて御らんあり、 舊院の宮内卿かたりしハ、 議定所にて内々のおとこ衆御とをしあり、 Ŧi. 日 もとハ四日に參る千秋萬歳ハけふのこと のハ南の方あさかれ にてあり、 今日 三さかなにて一 されと此比 ハさくら町の千秋萬歳ま いにて御覽あり、 勾當酌にて伊與さ ハ 獻 参る、 五日の ミま お 女

り袷をきるなり、ちらしあふらを供す、によりて、初よ、ちらしあふらを供す、 同し、節分も同し、但是ハ御さか月よりすくに別殿行幸なれハ、其時著あらためむも造作なるらの物也、からあや・りんす等又くるしからす、はふたへなとをハ不著用、十四日・大晦日又 六日、 方年越の御さか月、 常御所にて一 獻 か三な、 寥る、 入たる物をも用ふ、但き、如此の時女中の衣裳綿の

も陪膳 七月、 次第のことゝも皆前に同し、 るものは 巳下ハかはらけ計也、 中にも御ミそ御前にてたふ、 あしたの物に御ミそを供す、 手長等のさほうもあしたの御はんに同 中 﨟 ・下﨟にもおしきにてたふ也、 よろつのものミなかくのことし、 上らふのかきりハ御前のおしきにすふ、 白馬節會出御已下の事共元日に又同 夕方御ミその御盃 夕方の Ļ 四日の所にみえたり、 御祝 一こん參る、 但おしきに直ニすは 强供御を供 まい 中らふ いする る所 女

頁

今日より後七日の御す

法あり、

御祈奉

行御

: 撫物を申出す、

内侍ひとへ

各

しりそきて後御前を撤す、

入御、

是ハ外様なから内々をかけたる心也、

にすゝ

み出て給はる、

本座にかへりて三さかなをとりて、

中 御

・央の間の北の方をあけて道とす、

と、 叉常の 長の 此さしむしろ正月朔日より敷て正月中ある也、つしさるの角の疊一帖を撤してさし席一枚をしく、 せす、 衆 · さるゝ由、 御所にて御對面、 内々の宮門跡・攝家方等ハ勾當局より伺候也、 日より以後の事也、 度同し、 の法ハ寺にてをこなはるゝ也、 怠なく年々行なはるゝ也、 くくに天酌にて天盃たふ、 くく参り かたまてハー人二人つゝ不時に參りしを、 て御なて物つゝみにつゝむ也、 太元帥法のミ宮中にてハ行はれしを、 前にまいりて後、 ぬ著て臺盤所 常の御所にて御對面あり、 院家・諸寺の僧・ 人 、職事、 事也、 近年はゝかる事のやうになりて、 前にみえたり、 あつまる事になりぬ、 傳聞て、 等かねてより申の口に伺候して御さか月を供す、 諸禮 の南の妻戶 二獻まいる、二こんめハ第一の人の酌にて進上あり、 0 されハ醫師なと御用ある時、 さし席の衆にもすふ、 長祿已來絶たりしを、 \exists 醫師にいたるまて、 此比諸禮とて、 御 御比丘尼衆も同 其後をこなはるへき別の御殿もなけれは、 0 引直衣に御下かさね・ 簾の下より 法中ハ修正ニひまなけれハ、 是も御撫物を申出す、 たれにても申つく、 眞 言院の御修法ハ久敷絶て、 入道・あまふせひもまいらね 宮門跡・攝家方・御比丘尼衆・ 出 故 13 六位藏人これを役す、 年始の御禮を申、 元和九年再興してよりこの Ĺ す、 に候す、 近年ハ日をさためら 二寶院 御撫物 日野・ 先局にて一こんあり、 八日よりうちにめさるゝ 御 御前張 御禮申て後さし 陪膳に候す 烏丸・ 御なてもの出す 再興あり 御鏡なり、 御はかま、 柳 今日まてハ參內 慶長のはしめ 元和 次に三さか 原 度事と歎 ひさしの西 れ ハ外様なれ き人・ て、 席御ひさ の比まて 廣蓋にす かた解 其 太元帥 をの を 每 0 0

也、 寺・本願 家・諸寺の僧等ハ清凉殿の北方にて御對面あり、 陽成院の女中年始にまいりし時も、 ちにハいらされ共、 しと宮内卿かたりし也、 諸禮十五 うち日野ハ武家の傳奏にさためられて後、 院の女中なとまいらるゝ事も十五日以後なれハ、此定也、 日以後なれハ十五日已後ハ三さかなを用されは、こふあはをすふる 醫師やうのものは小御所にて御對面あり ちかき比まての事なれハ、三人の名をあけたる也、もし 外様の攝家衆、 若十五日已後なれハこふあはをすへられ 外さまの門跡衆、 内々にめしくはへられて、 八幡別當 外様の番衆、 本國寺・ 正親町院へ後 右のう 清水 院

也、 に入御、 うかゝひ、 取そへて座につき、 さハりの人ハ御所へまいらす、 十一日、 造戸より入て候す、 まてもなし、御下かさね 是も根本十一日にハ限らぬ事なれと、 奏事始あり、 よみをはりて目六を卷、 めさしまして議定所に出御 笏をゝきて目六をよみ申、 御きそくをうかゝひて圓座につく、 去夜より御神事也、 局々まてハあらためらるゝに及はす、 又笏にとりそへて圓座を下て平伏す、 神事入の御行水の後、 神宮奉行申次して、 旬なれハとて近年大概十一日 一个條々々々にて御きそくを 奏事の目錄を笏に 神宮傳奏西 服者・ 引なを 月の 次

十五日、 ハ御代官ならてもしん上するなり、進上して、其嘉例をうしなはて、今 に清凉殿の東庭にて御吉書の三毬打 もちて御後にゆく、 も御前にてたふ、 きぬを著て御劍をもち御さきにゆく、 应 E 年越 あしたのものあかのかゆを供す、 の御さか月常御所にて一こん參る、今日もちらしあふらを供す、 七日の御ミそに同し、 母屋の東のひさしにかまへたる御座につかしめ給ふ、 清凉殿 へわたらせおハします、 毬打とあり、 あり、三毬打ハ近年山科進上す、 又こと內侍御吉書を硯の蓋にすへて 夕方の御祝・强供御等前に同し、 御かゆの御さか月まいる、 勾當內侍ひと 女中に 次 勽

+

當內侍御座に御劍をゝき、 吉書いたしたる簾のしたへさし入、內侍とりて御所にもて參る。 吉書のすはりたる硯の蓋にすへて修理職の者もて參る、藏人これをとりて御 餇 蠟燭をとりて、 毬打のもとにあゆミより、 のそむ、 南 第一間の簾のしたよりさし出せハ、藏人さしよりて御吉書をとりて東階に 仕丁 を著す、 修理職の者慶長の比まてハすあを、階にすゝみて御吉書を給はりて三 修理職の者にあたふ、又三毬打のもとに行て火をつく、 等こゑをあけてはやす也、 御吉書を入て歸り參る、 こと内侍のもちたる御吉書をとりて、 事をはりて三毬打の竹二本を御 藏人階の南にある燭臺 同ひさしの 牛

日も御 卷、 華をそなふ、 十六日、 以下の事前に同 卷、 心經二卷、 融通念佛十二反、 かゆを供す、 けふより以後あしたのものにハあかのかちんなとをたてまつる、 御前宮御代 ゆつう念佛・ 御祈禱あり、 光明眞言十二反、 ・女中・ 光明眞言ハ同前によまさせらる、 阿彌陀のゑさうを御三間にかけて、 上﨟分ハ念佛七萬反、 中腐已下ハ念佛六萬反、 觀音經二卷、 踏哥節 觀音經 會出 向に `し 心 今 香 御

事をはりて御太刀をたふ、 十七日、 卿 13 て目六を給てしりそく、舞の目六をもちて東階にのそ脱〕 š いらる、 庇に翠簾かけわたして御見物所とす、 侍臣御とをしあ 今日もかゆを供す、 御相伴にて一こんあり、 振舞・三枡等常のことし、 藏人東堦にのそむ、左右の樂人二人階下にすゝみに紫所奉行、次に樂所奉行 舞御覽あり、 手長の人 五位藏・ 先鶴の庖丁あり、 清凉殿の東庭に左右の樂屋をかま 人,或 宮門跡 酌にて、 攝家方見物にま 小預是を奉仕する 御 前にて公

代にて此事あり、 十八 すのこに候す、 日 け ふも御かゆを供す、 大こく役者を召くして參る、 朝餉にて御覽あり、 三毬打あり、 女中臺盤所に候す、 また曉よりもよほしたつ、 かつこ・ 棒ふり・ 公卿・侍臣ともに かくし太鼓等 弓場

はなひらにて御祝あり、の事あり、ことはてゝ常御所にて一獻ぁは、まいる、うち〳〵にハ例のひし

とみえたり、 廿日 衆ハ御相伴、 に宮方・攝家方著座、懐紙ハかりしん上也、 こに候す、次に出御、入夜の時、下﨟殿上人燭をとりて御先に行、公卿・侍臣御後にゆく、第一公卿上段の南面の西第一間の障子をあく、中・少將のうち先入て御劍をとりて、すの らする也 十九日、 て講師著座、 清凉殿の北方西向の御座に著御、る、先常御所の上段の中央の西向の一帖の御座に著御、清凉殿の北方西向の御座に著御、如此常御所より清凉殿へ出御の時、男衆御むかひに參 入道親王なとへハ宮方よりつたへらる、 奉行よりつたへまいらす、 次に入御、 こふあは・ 御會始あり、 秉燭の比各參あつまる、 其外ハ淸凉殿にて勸盃あり、 次に發聲著座、 宫 たくのかちんにて御祝まいる、 攝家方等起座、 題兼日 次に講頌の衆をのくく參りよる、 其外ハ和哥奉行折紙ひとつに書つらねてふれし ふれらる、 常御所にて一獻あり、 生の御袴・御引直衣・袙をかさねてめす、 攝家方・同門跡・大臣なとへハ和哥 宮方へハ勾當內侍奉書にてまいらす、 うたひなとうたひてにきハし、 次に讀師著座、 これらも俗にならふ事 宮方・ 讀師の氣色を待 講しはてゝ各 内々の攝家 次

たり、 二月朔日、 撤せさる時毎度此定也、 を供する時、 下らふにハかけにて給はる也、 を御前のおしきにすへて、 さねあけて、 のなき計也、 朝 育まいる、 あしたの御盤のついてあさ御さか月寥る、 御盤にすへてもてまいる、 初獻かちん、正月ハミつさかなっれハ御箸まいりて、 初獻をハ 勾當內侍右の方にをく、 夕方の御祝あり、 御左の方へをしよせて、 三獻目の御さか月、 女中にもたふ、 又ひしするめを同しおしきにすへて、 大概正月に同 これ各のさかなの料なり、 殘らす天盃を給はるへき爲也、 上らふ・ けふハ女中の人數かはらけをか 二獻を中央にをく、 中﨟の分ハ御前にてたふ 如 例、 小さか月・白散なと 正月四日にみえ かちんとこふ 二獻 初こんを あかき 勾當 な御、ま

> 也、 御下もていてゝ、 る、 御盃參る時にハしろきかはらけ・三との分ハとりのけて、 内侍まてハあひ、 てゝ入御の後、 ハ次第にちいさきかはらけをうへにをく、 此外ミな元日に同 正月にハ御かうふり、 女中猶座にありて、 中らふ分ハ三と、 次第にとをる也、 垂纓也、 御嘉例とかいひて、 下﨟ハしろきかはらけ也、 かのひしするめのさかなも此時とり出 けふハこしかミにて、 三獻菓子、 を供して御銚子出て 銚子にさか月すへて 生の御袴也、 下なるあひにて參 つミかさぬる

十五日、 させ給 香華・ 常御所のにしの御座にをく、 りををし折、 り、 物共の鬮とりあり、 まの番衆、 0 此定也、 兼日也、 廿二日、 く御の御ほう物、 人御所にまいらす、 く 帖 (御直衣なからかの御座に著御、 短冊ハこたかたんし一枚をたてさまに二つに折てつゝミて、上下のあま 少分の物ハ柳の枝につく、 佛供餅、 扇一 Š 當日各詠進の短册をとりあつめ、 四五日已前題をくはらる、 御三間のひかしの方に北首西面に涅槃經をかけて、 水無瀨宮の御法樂あり、 微音、 本參る、 采女、 柳筥にすへて水引白紅、 等をそなふ、 々官にいたるまてたてまつりあつめたる物ともを佛前にを 院 • 外へきこえさる程なり、 女中衆よりも扇まいる、 禁中よりも院・女院へ御捧物參る、 局にハ候する也、 女院・御所々々なとのはもちろん、 又佛前便宜の所に柳の枝をたてゝ捧物をかく、 御行水まいり 秉燭の後 繭日以後の事とみえたれと、近年如此、乗燭の後 舊き御ゆとのゝ上の日記にハ、或翌日・一 水無瀨の宮の方にむかはせ給て、 其様御會始に同し、正月十九日にみえた 夜御神事也、 にて結て札をつく、 兼日或御當座時宜による歟、 次第にかさねて硯の蓋にすへて、 て、 前 下行あり、 三日已來鳥味を供せす、 先毎朝の御拜あ 御行水の後、 水無殿御法樂來廿、或宮、 治 前 一味院 月のさはりの ŋ に机をゝき、 内々・外さ 但大概 よみあけ 次に御 、も杉

廟御法樂 五日、此定也、廿五日、聖廟御法樂あり、御神事已下水無瀨宮御法樂に同し、短册の札ハ聖

三月朔日、每事二月朔日に同し、

上す、 三月 也 あり、 上の日記にハあれと、今ハさ程の事もなし、此月ハ巳の日ことに人形まいる き比まて御なて物御ひとへそひて臺盤所の妻戶より內侍出すなと御ゆとのゝ 御枕かミにをきて、 まつらてハかなはぬ物なれと、傳受なけれハせひなくて、 今の陰陽頭幸徳井ハ賀家の庶流なれと不堪の事おほし、陰陽頭ハ人形をたて 物御ひとへそひて出るなとやうにあれと、 の銚子二桃の花をきさみている、 もたふ、三獻目の御さか月は正月のことく勾當內侍まて天盃たふ、三こん目 女中こよひの御さか月より二つゑり也、 り觸もよほして、 をさし入、絹を刀めより二つにをし折、 てまつる也、 の日記にハ、ミの日にあたらさる時も三月三日ニハ御人形まいりて、御なて 其様練絹を方寸餘に裁して角かけて刀にて穴をあけて、 あさ御さか月まいる、 人形ハ辰日しん上して此御所にてきぬをきせしむ、これ女中の沙汰な あさかれいより御覽あり、 慶長の比まてハ賀・安の兩家進上せしかと、賀家ハ斷絶しぬ、 各鷄を進上す、 翌日巳の日の巳の剋に申出せハ出さるゝ也、これもちか 朔日に同し、 此外ミな朔日に同し、 牛飼兩人參りて雞を合す、 朝餉まいる、 とりかさねて結也、 初獻御、御前にまいりて、女中に 此比ハさしもみえす、 闘雞あり、 例のことし、 兼日極﨟殿上人のかき ふるき御ゆとのゝ上 今ハ安家のミそ進 高遣戶にて此事 如此して其夜ハ 夕方の御祝あり、 人形ひとつく 巳の日計た

御さか月より女中ひとつゑり也、うはきあはせ、ひとつを著也、此月ハ諸社四月朔日、每事如例、けふよりをき炭の火鉢よりの事にか、を撤す、こよひの四月朔日、毎事如例、けふよりをき炭の火鉢此名目いつ比、を撤す、こよひの

伊勢・內侍所三葉つゝ、 けて簾の壺にさす也、 の祭おほけれと、 十六日、けふより黑戸にて夏花をつませらる、上らふ分の人これをつとむ、 茂の祭の日ハ社司ともあふひを獻す、 ふハ日吉の癸の神事也なとあそはされたれと、此比ハ神事の沙汰もなし、 今ハさせる神事もなし、 一間に二所つゝかくる也 日二葉、 月二葉、 あふひ七葉をつらねてかつらの枝につ 後奈良院御記の比、 賀茂下・上二葉つゝ、 なとまてハけ 貴船・ 賀

五月朔日、每事如常、

事也、

葉、

六道・三界衆生七葉、

此外亡者なとは御心さし次第也、

時宜にあるへき

二葉つゝ、

諸神七葉、

荒神・

觀音・愛染・不動・文殊・

地藏・

聖

天神已上

天・藥師・毘沙門・大黑・釋迦・阿彌陀已上二葉つゝ、

諸佛七葉、

御先祖七

日・住吉・平野・玉津島・祇園・稻荷・多賀・山王・八幡・御霊

うひねりにて結て、兩方のこ口によもきをさしはさむ也、出す也、其樣昌蒲をたけ五六寸はかりにきりて、五寸まはり計に跡さきをか一對、こよひ御枕もとにあり、うすやうハ極﨟調進す、御枕ハ勾當內侍より處す、同所の者あまた參りて御殿ことにふき渡す、あやめのまくらにつゝむ、献け、さうふハとのもむれうふくとあれと、此比ハ丹波國小野といふ所より四日、さうふハとのもむれうふくとあれと、此比ハ丹波國小野といふ所より

にそへてさうふの御殿とかいふものをたつ、 とに出す、かなへとかうひねりを引ときて御ゆに入、 五日、 のこしハ六府の沙汰とみえたれと、 昌蒲ハみえねと、 ふの御湯まいる、 あしたのもの、 よへのさうふの御枕 にほひはなはたし、 ちまきを供す、 いかなる事にか、 朝盃・朝餉等例のことし、 清凉殿の東庭鬼の間のとをりに、 一對をうすやうにつゝみなからかなへ あやめのこしなるへし、 御ゆとのゝ御湯の中に 此比ハ東坊城家より材 け ふハさう あやめ

と所のくす玉を御帳の左右のはしらに結ひつくなと假名年中行事にハあれと、 此比ハ沙汰もなくなりぬ 日ハ御所々々くす玉をかけてまいらる、一兩日已前此御所より給はる也、 女中の衣裳けふよりすゝしうらのねりを用ふ、此外ミな三月三日に同し、 さみて入、男の御とをしの時、 けふハ初獻にちまきを供す、 所の西になり、 にハあさかれいの庭にたつるよしあれハ、これにこそ南殿ノ階の東西ハ內侍 るもいかなる故にか、 ありもこそすらめと、 むかしの由緒によりてかの材木をたてまつるにや、東坊城にもかはりの故ハ 内侍所の西にもたつ、是ハ梅がはたと云所より材木を出して、是も衞士つく 木・下行等のものを出して、 ゝしこれハ舊院の御時よりの事也、 ,調進する也、 あさかれいの庭ハ鬼の間ともあやまるへき事也、夕方の御祝 梅かはたハもと右衞門府領也、 其家にもしらす、 あやめのこしハ三日ニハ南殿の階の東西にたて、 女中にもたふ、三獻目の御銚子に昌蒲の根をき 衞士をしてつくらしめてこれをたてまつる、又 勾當內侍五とのかはらけをもて出、き盃也、 上戶にハひとつ給はるへきための事也、 聞傳へたる人もなし、 今ハ菊亭家領となりたれと、 又衞士かつく 四日 今 61 た

1斤、る、其餘ハ御所々々・女中衆にもたふ、各もとゆひにつく、洛中の祭ことにる、其餘ハ御所々々・女中衆にもたふ、各もとゆひにつく、洛中の祭ことに八日、いま宮の祭なれハ安家物忌のふたを進上す、御冠の巾子の中につけら

十五日、けふも物忌の札まいる、

十六日、御祈禱正月に同し、

女中の衣裳けふよりハまろすゝしを著す、其外ミな如例、へてこほりかちんを供す、二獻を供する時、初獻にそへて御左方へくりよす、六月朔日、けふハあしたの物にこほりかちんを供す、夕方の御祝に初獻にそ

七日、祇園會なれは安家物忌の符をしん上す、前におなし、

十四日、今日も物忌の符まいる、祇園會の御さか月にすぶ、一獻、こは、常御

所れん臺にてまいる、

十六日、乗日各嘉定をたふ、院・女院なとへハ勿論察る、御所々々・攝家十六日、乗日各嘉定をたふ、院・女院なとへい勿論察る、御所々々・攝家とかはし方よりふれもよほして察る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしとかはし方よりふれもよほして察る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしとかはし方よりふれもよほして察る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしとかはし方よりふれもよほして家る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしとかはし方よりふれもよほして家る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしとかはし方よりふれもよほして家る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしとかはし方よりふれもよほして家る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしとかはし方よりふれもよりである。

一列也、上段の南の端にしとね計をしかせおはしまして御見物也、とりくく、にかつうを持參してすのこに候す、公卿一列、殿上人公卿のうしろに又申の口との間に翠簾かけわたして、女中見物の所とす、男衆をのくくおもひがはし方よりふれもよほして寥る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしと

く、六位藏人銚子・さかなの臺なともて出て御とをしあり、五とのかはらけかつうを給はりて、下らふよりしりそく、更に又各すゝみ出てもとの座につ

なと出てうたひなとうたふ、

毎度醉過たるものおほくてにきはし、

兄こ兆さんとして下、即か下らりしゃこ即にってりてり即からによ、またらしをあらふ、一人ハゆをかけまいらするなり、大典侍御くしをあらひて、御みてこれをとゝのふ、典侍二人御ゆするのきぬ 禁祕鈔にゆまきと、を著て御く晦日、けふハ御ゆするまいりて御くしをあらふ、かなへとみたらしの水をく

ぬをいたきて御前にすゝむ、著座の後かけ帶計をかく、中﨟ひとへきぬを著御引直衣めさしまして、朝餉の御座につかしめ給ふ、上﨟一人例のひとへきミな月の輪を調進す、內侍所の刀自とりつたへて臺盤所の臺盤のうへにをく、祝に銚子をしん上す、御ゆするの人々に御たらしの水の御ゆをたふ、ミくら

上﨟 子出て御箸下る、 にとをる、次に二獻唐瓜、を供して已後男をめさる、 手長座を起て先御さかつき、 官・女孺・御物し・局々の宦女にいたるまてミな入をはりぬ、 所より参りて輪のもとに候、 第に入はて、後、 あさの葉ををかる、 ろさまに出おハします、此定に三反いらせましくくて、 とみえたり、上らふもたけたる輪をおろしたてまつる、 哥を御口のうちに唱給ふ、これらも俗にならふ事にや、 次に御右、ミな月のなこしのはらへする人ハ、千とせの命のふといふ也と云 Š たる簾あけ渡せは、 いる事をはりて、 人もいるゝ人もひとへきぬを著す、 女御なとあれハ御三間にて典侍いれまいらす、 にをく、 の手にとらせまします、 にとりそへて、 て臺盤のもとにより輪をとる、 い公事根元鈔にも此事かゝれたれは、 公卿ハ座なから、 殿上人ハ公卿の座のうしろに候す、 一列御座の左方、東面、東面、 次に入御、 御前にもてまいる、上臈とりて御座の上にをく、 藏人しりそく、 各これに應す、 輪を東のすのこにさし出して簾ミなたる、 其後臺盤のうへなる輪を女孺とりて御所にもてまいる、 上﨟輪にとりそへて撤す、 引なをしめさしまして御座につかしめ給ふ、女中著座、 殿上人ハ公卿の座の末にて一人つゝ召出してたふ、銚 上らふ輪のはしをもたく、先左の御あしを踏入給ふ 中﨟一 内々の男衆次第にすゝみ出、 次に初獻 麻の葉をさしたる竹をハぬきて麻の葉計を輪 輪をハ又とり入て下々へくたす、采女・々 此間藏人かはらけのものを公卿の座の前に 列御座にむかふ、南面、南上、 服者・月のさはりの人なとはいらす、次 いかさまむかしより世俗にありける事 茄白 子瓜、 次に藏人瓜をもて出て、 を供す、 其外の女中ハ御しもいる、 中﨟もとのことく臺盤のうへ 公卿ハすのこの疊につ 御さか月まいりて女中 されと後成恩寺關白 御手にもたせ給たる 輪二つを越て御うし 例のことし、 藏人輪をもたけて、 六位藏人便宜の 御三間のたれ 麻の葉を右 各一臠をた 陪膳 入

をくたりて平伏、次に入御、女中起座、次に男退下、とりて男にとをす、是又公卿ハ座なから、殿上人ハ召出也、事はてゝ公卿座後、伊與銚子と盃とをもちて出、藏人なけしのもとまてすゝみよりてこれををく、御盃まいりて女中にとをる、下﨟の酌常のことし、最末の御しも給て

七月朔日、夕方の御祝等如例、

付らる、 せらる、 製、 輪三 うち上臈よりちのわを調進せらる、 首を七枚ニ被書也、座の御製ならハー せ給ひて墨をすり、 とり出しひろ蓋にすふ、二とをりにならふ、上に三、下に四也、 をかけて候す、内侍ひとへきぬを著て御硯をもて參る、 間の御座に著御、 七日、 也 ゆく事毎度の事也、 女官便宜の所のやねにうちあく、この中なる物に心をかけて鳥なとのかけて 上下を折てかちの木の皮七筋・索麵七筋をもて十文字にをしゆひて出す也、 筋・さく餅二を三方にすへて御前にをく、 管・墨一挺を硯の傍にをく、 つゝミてゆひてひろ蓋の上の方の御右の方の角によせかく、 朝盃 或古哥、 紅金 梶の葉に哥をかゝしめ給ひて二星に手向らる、 銀 主上のも進上あれと御袖ニ付らるゝまての事ハなし、 御物し・右京大夫なともてまいる、 朝餉等如例、 也 定様なし、 かた親ある人ハ輪二金か、銀也、 陪膳の人かちの葉七枚をかさねて索餅二を中に入てをし卷、 陪膳の人例のきぬをいたきて御座の前にまいり、 かちの葉一枚つゝをとりて哥をかゝせ給ふ、或當座の御 御硯は院・女院・親王・女御等御座の時、 夕方の御祝初獻、そろ 硯七面をかへて一首つゝ書をはらせ給ふ、 古哥ならハ 梶の葉七枚をかさね、 御所々々・女中衆ニたふ、 七の硯に芋葉の中なる水をそゝか けふの御れうにとて前 御汁を供す、 二親ともになき人ハ輪一 同し枝の皮七筋・ 御引なをしめして御三 其重硯の中の硯七を あたらしき筆一 かはらけに少御 をのく 二親ある人 次第にまいら 芋葉に水を かけ帶計 兩日 袖に

槃渉物七なり、 首懷紙也、 らうりも御盤に入てもて出て、 女中にも御前の御しきに半ハそろくく、 を供す、 汁をうけられて後、 これも御箸くたる、 講せらるゝまてハなし、 若ハ七首懷紙あり、 但御遊ハ有無不定也 少つゝ三口めす、 次に御盃まいる、二獻な、三獻うり、を供す、 御遊あり、 一臠つゝたふ、今夜星の手向の和哥兼題にて たゝとりかさねてをかるゝ計也、 御かへまいる、 なかは、索餅入てたふ、三こんのか 勿論御所作堂上・地下の樂人伺候 又二口めす、 次に索餅 每年一

内々の男衆ふれもよほされて伺候あり、 獻 はりて御さか月まいる、 獻、ざう、 御さか月一こんまいりて女中のミとをる、 二獻、そろ、 御そへくしま けると也、 候あれハ、是も御三間にて二獻まいりて天盃たふ、 長座窮屈の人々暑氣たへかたきによりて斟酌あるなり、 府 御めてた事、 人ハ公卿の座のすゑにて召出してたふ、其後公卿の座のうしろに候す、三 侍御かへをもて參る、 いたるまてかまへやうミな月に同し、 丘尼衆等しこうあり、 て供して後男をめす、 ら御ひ 公晴、季 、祗候の時ハ十一獻、十三こんにをよひて夜あけはなるゝ事のミにてあり なとも座につらなられしと也、 第 今ハさまてハなけれと、毎度曉天にをよふ、 内侍御まへの御汁をもて參る、 盆前此事あり、 0 上﨟 の酌なり、 公卿にもたふ、 公卿すのこの座につく、藏人そろくくを公卿にすへわ 舊院の御時もたゝ一度をの

くしこうにて今出河前右 女中とをりて後藏人酌にて、 日限さたまらす、 女中の座をいさり出て、 藏人すゝの鉢に入てもていつ、公卿給 女中をのくくまろすゝしを著用、 其後ハ各めしハあれとも伺候なし、 正親町院の御時まてハ宮門跡・御比 公卿にも汁をたふ、 兼日宮門跡 天酌まてハなし、 公卿ハ座なから、 御座已下公卿の座に 其故に日をかへて祗 女中・ 御箸下る、 御比丘尼衆・ 公卿已下召 をの 殿上 先初 內

> つひ 物と ひて、 第一・第二をいはす公卿の中可然人也、 の典侍の酌也、 卿・侍臣にも瓜をたふ、 御陪膳御とをしのやう前に同し、五獻鳥、 出て御とをりをたふ、 てあたふ、 の人の手前ハ次の人酌にかはる也、 を供して後、 公卿の座の前にかはらけのもの! 事はて、入御のやうミな月に同 もし上らふの人不足の時勾當內侍人數にくはゝる也、 五すへを供す、 ミな月のことし、 御右の方の端にあり、 常の事也、 ハ次の上らふの酌也、 一出る也、 女中ハ座なから、 御箸下て後各給はる、 ハ天酌也、 天盃の比よりうたひなとうた 天酌の後公卿たかひにとり 六獻瓜、 此度ハ公卿の酌也 男ハ召出さる、 もちろん御前 を供すれ 此度ハ又次 七獻 酌

もす、十四日、方々より燈籠進上、今日ハ二親相くしたる人計祗候にて燈籠の火と

らす、 御盤、 例のことし、 ひて、 十五日、 をし如例、 次に御ゆのひさけをもてまいる、 を一種、是も緒を解てひろく御箸をとらせ給ひてまいる、計也、 又ちいさくつゝミたる品々の物のうち、 もて出てかけ帶計をかく、 座已下ミな月におなし、 献、 次に御汁、鳥、 天酌にて御とをしあり、 御湯をうけてまいる、 御まなを供す、 けふも燈籠の火ともす、夕方の御祝御三間にてまいる、 次に御さか月五と、 事はて、入御 次に銚子出、 其後男をめす、 先御さか月を供す、 下﨟ハひとへきぬを著す、 次第に御前を撤す、 參る、 是よりさき公卿の座の前かはらけ 御汁の御盤にすへたるかはらけをとらせ給 陪膳の人はすのく御の緒をときて引ひろけ 次三獻、瓜、 公卿例の座につく、 けふハ御精進なれはさうしんのもの 上﨟・中﨟 を供す、 さかつきの御盤計を残して 初獻、はずの ハ例のひとへきぬを 今日 女中・おとこ御と 次に御盃參る ハ男に瓜を給 御座 のもの出 次に二の

十六日、 燈籠の御返しをたふ、 攝家方へハ たまはらす、

十八日、 物忌の符まいる、前におなし

えて、 夕方の御祝初獻にそへて尾花のかゆ 箸也、 出さるゝ事にか、 所の妻戶より勾當內侍とり入、 軍家よりハ馬・太刀しん上也、太刀を此御所のを申出して進上の分也、 とく又鳥子をたゝミて捻の紐とする也、紐のたけ・ハヾハ見合恰好次第に調る也、女房ひいなの帶の如くにしてさし入、是を一帖として十帖かさね、杉原の紐のこ 月朔日のこほりもちゐなとの類也、 の柱にをさる、 人々の名字を書て札をつく、札計をとゝめをかれて太刀をハかへしたふ、將 し木一結・箒二本まいる、 て參る、 内侍よりはたんし十帖に御帶二筋

滲る、 Š, 八月朔日、 ん上す、 大たか壇紙十帖にうち枝、此比橋の七、 つゝミをすへてまいる、 儲君親王よりハたんし十帖れハ都合八におらるゝ也、腰に同鳥子を五分計ニ切、儲君親王よりハたんし十帖鳥子一枚を横に折て竪に中央よりをし折て、又三にお 舊き御ゆとのゝ上の日記なとには銘なとしるしてあり、 高倉よりハたんし十帖に御くミかけ二筋參る、 是等ハ大方さたまりたる事也、 けふハ御たのむとてをのく、思ひくへの進物をさゝく、 牛飼御禮に參る、正月に同し、 馬ハ左右馬寮の官人引て出、 典薬頭よりハさかう丸、 陽明よりハ中たかたんし十帖に御扇まいる、 武家の傳奏披露也、もとハ太刀もしん上とみ まいりやうも同 勅作入てたふ、 あすかゐよりハ短册百枚柳筥にすへ 其外諸家ハ大概御太刀をしん上す、 を供す、これも初獻のうち也、 あさ盃・朝かれい等ミな如例 朝餉にて御覽あり、 鴨の社務ハむしこなとし 陰陽頭札進上、 水無瀨よりハ御やう いつ比より申 にはい 御返しに 返しをた 臺盤 御殿 勾當 六

21

手にもたる、 とらせましくして、 十五日、 にて月を御覽あり、 名月の御さか月常御所にてまいる、 御盃まいりて後御前を撤す、 萩の箸にて穴をあけ、 かの茄子の穴より御覽して御願あり、 清凉殿の東の庇にかまへたる御座 穴のうちを三反箸をとをされて御 先 芋、 次に茄子を供す、 これらも專世俗に 茄子を

> 流 布の事也、 禁中にハいつ比よりはしまれる事にか

十八日、 物忌の符參る、 御靈會の御さか月 にする、 獻 くこ御は まいる、 常御

所にて參る、

九月朔日、 每事如例

ふ也、 行あり、 八日、 とにをきて、 又そのうへにかさぬ、 親王なとのハこ菊とかいひて、菊の花の上ニしべのやうに小輪あり、 ひとへきぬ著てもて参る、 につくりて、菊の枝におほひておしきにすへて、御障子のうちにをく、內侍 御所々々・女中等にたふ、 しまして砌下にすへたる菊に綿をおほはる、 黄、 人のれう白三輪・赤三輪・黄三輪、 あかきにハ白、 內藏頭菊綿を獻す、 綿ハきせはてゝ、 夕方常御所にてこふあはにて一こん參る、 内々の小番の衆めす、 各如此しはてゝ後、 黄なるには赤をのする也、 つゝミ紙ハ菊のもとに殘しをく、 常御所の西庭に菊をすふ、大こくこれを役す、 女中の沙汰として菊の花につくりて、 后ハおハしまさぬ時も、 をのくくこそりておほふなり 都合九輪也、 又一人の料を折敷にすへて菊のも 綿細あり、 女中も次第に持參しておほ 主上・院・女院・中宮 其後西のすのこに出お 后の御れうとて少小かた ハ陪膳人もてまいる、 次の人つゝミ紙を 院・ 白きに 女院

首懷紙、 うはきハ猶生裏を用ふ、此事 又一度あり、 九日、每事三月・五月等の節供に同し、 重陽宴の心也、 けふも講せらるゝまてハなし、 各詠進七夕に同し、 三獻目の銚子に菊の花をきさみて入、 夕方の御祝より女中の衣裳二ゑり也 舊院の御時九首の事あり、 け ふも一 其後

十三日、 八月十五夜に同し、

十六日、 御 祈禱正月・ 五月に同

十月朔 H 每事如常、 け ふより常御所 にをき炭の火鉢をゝく、 炭のた

をきす、さむき時ハあはせをとりかさねて著也、 てやうあり、 日より女中綿の入たるものを著用、 夕方の御祝より張うらのね 九月中 ハ綿の入たるもの

りをきる也

とへきぬ著てもてまいる、 ふと、 杉はらにつゝミたるハかくにもすはらす、 それを人々申出にしたかひて給はる也、 方にむかせ給ひて突せ給ふ 獻する物あり、 はらけ三をすへて、 小たか壇紙ニつゝミたるを給はる也、 につゝミてめゝかくにすへて、水引にてゆひて出さる、 比丘尼衆・大臣等、 あのこ、

亥にあたる日也、 ふの准據なれは也、 人の名を書てつゝミかミにさしはさむ也、 女中、 黑 衆ハ三度ニー度も二度に一度も赤ニハ黑、 しめ御所々々の上﨟ハ赤、 女中ハ上らふのかきりハ黑、 中度ハもみちとしのふと、 高倉傳奏也、 四品殿上人ハ赤、 御所々々の上らふ、 すなはち野瀨と名つけて夕方の御祝に供す、 御けんてう三色をそなへて御障子のうちにをく、 夕方の御祝常御所にてまいる、 又后ハおハしまさぬ時も、 其外々樣衆・八幡別當・醫師等にいたるまて小たか壇紙 五位殿上人已下ハ白、 菊綿のたくひ也、 あしたの程御けんてうを供す、 當 同乳母なとの申出すハ杉原につゝミて出さる、 其家にてハ黑かるへき事なれと禁中にてハ中ら 陪膳御直衣の御袖をおほふ、 をもてまいる、 後度ハ銀杏と忍ふとなり、 中﨟ハ赤、 つゝミ紙の中に入物ハ、 御所々々・ 御けんてうの色ハ公卿・兩頭まて 畢竟或賞翫の人、 丹波國野瀨と云所より箱に入て 下らふハ白、 白ニハ赤ヲ給也、 兒ハ赤、 陪膳御前にすふ、 后の御料とてひらの御盤にか 親王・攝家方・門跡・ 御座等如例、 內々男衆、院・女院 地下の兒ハ白、 儲君親王の上﨟を 御いきをかけらる、 御直衣ハたゝミな 或外様の人にハ 衞士かちんを進 銀杏の葉に申出 家を賞翫の故 初度ハ菊と忍 すこし亥の 先つくく 内侍ひ 花族 御

著座、 十五日、 陪膳 たる五位職事なとも其類也、是ハ職ニ補せらるゝ人ハ器用をえらはるゝかえたり、四位・五位殿上人前ニも申ことく、大臣の子・まこなとは勿論、 て、 をおほふ、 少まいる、 十一月朔日、 て給はる也 第一の公卿なとははちかるゝまてハなく、 きゐのうへにをかせ給ひて、 天酌のついて、 御さか月まいりて三獻野瀬、 てしりそく、 臺ひとつにする、 けんてうを供す、 そへて出さる、 著用なれは、 からもとより御座にをく、 ハ出さる物也、二つにすへて供す、臺ゐのこの外、二つにすへて供す、 ハ中﨟の也、 あれハ吉田 先御さか月、次に二獻な、 ・手長の外ハりんす・からあやなとの小袖をも心次第二著用 かけ帶計をかく、 御日待さたまりたる事に 親王・女御なとあれは御相伴也、 女中も上らふ・中らふハ次第二御前にてつく、 又西向に居なをらせ給ふ、 每事如 の袖をおほふ、 あのこの御祝ハ三度·兩度ともに同. 陪膳の人袖をおほふにをよはす、 に仰て御代官もあり、 おとこのれうとかや、 初獻に供したる御左方ニある御けんてうをとらせ給ひ 都合十也、 南にむかせ給ふ、 例 近江國より 下﨟ハひとへきぬを著す、 つきをはらせ給ひて、 を供す、 御箸ハとらるゝにも及す、 次第二つきをはりて番衆所へ御しものから衣を 御ゆひにてはちかせ給ふを給はる也、御け を供す、 ハあらねと、 しろきかはらけ五に御けんてうを入て、 陪膳・手長の人例のきぬをいたきもちて むへと云物を獻す、 新院の時にハ御所にてハたゝ一度有しか 三獻目ハ天酌にて御とをし如例、 から衣ハいかゝしたる事にか、 上らふ・中らふ・下らふ袴はかりに 御さか月常のことくとをり しきゐの上にをかるゝをさしより 次第二もてまいる、 女御の 大概毎年ありし也、 中なる强供御を鹽につけて つくくくと同し體の臺 ゐのこにハ女中の ハ陪膳の 陪膳・ いつよりたてまつり 御しもから 手長撤せすし 親王・女御 人から衣の 親王ハ半尻 もしさは 衣 衣裳 ハ上 又 Þ

に此

﨟ら

n

若箏ひく人なき時ハ笛にてもふかせらる、 ねまつり、 四辻其外たれにても召にしたかひて參る、二張も三張も時宜によるなり 兀 「季の間の邊にて大黑に燈明・供物なとそなへて、 事はてゝ饗應あり、 樂ハ林哥・太平樂なと也、 筝をひかせら 其後勾

當內侍局にても此事あり、

二番の丑の日、 必こうはいを著也、 十二月朔日、 かさねてきる也、 ・丑の日ハ五節の帳臺の試の日なれハ也、帳臺の試ハ丑二ある時ハかミ也、 一
丑の日を用る事時による由あれと、これハ必二番の丑を用きたれり、 每事如例、 今夜より女中あかき衣裳をきる、當日ハ必こうはいをふたつ 明日よりハ何にても著用也、 三ゑりの時ハ紅梅を二つかさねて著する也 今日より以後女中あかき衣裳をきる間 四季間の邊にて勸盃あり、 朝餉にハ 中

いる、 正月七日の御ミそなとに同

ミハ女官給はる也

八日、

あしたのものにうむさうかゆを供す、

夕方うむさうかゆの御さか月ま

煤拂、 にもたふ、 方よりはらひそむ、 煤をはらひ掃除せしむ、 に太宗の屛風一雙引めくらして、「天来」 もよほして、各まいりあつまる、 簾・疊も或新調、 して合力する也、 くの奉行の人もよほしによりて參る、剋限典侍一人・内侍一人ひとへきぬ 剣璽の間 間あり、 陰陽頭勘文にしたかひて日時をさためらる、 御見舞に伺候の公卿、 此間便宜の所にうつりおハします、其所にて一獻あり、 或古物を掃除してこれをとゝのふ、是等も手のもの共召く すのこの分ハ衞士手の者あまた召くして掃除せしむ、 より劍璽の案廚子、を舁出して、 事をはりて本役人劍璽をもとのことく昇入、其後吉 其外ミすや・大針・衞士等のものをハそれ しはらくそのうちに安す、神祇伯劍璽間の めされたる殿上人・内々衆ハ殘りなく召出 御さか月とをりて御前を撤す、其後女中 勾當內侍兼日殿上人を觸 常御所の御座の上 御 初

> とをる、天酌まての事ハなし 所にて御さか月參る、 り、 いふ綿をかつく也、 さかなにて御とをしあり、其日女中老若によらす、世俗にうちかうふりとか されてかちん・てんかくなとたふ、 にもあつもの・そろくく例のおしきひとつにすへてたふ、 内侍所にても近年嘉例のありと云也、</br> いかなる事にか、 あつもの・そろく 大御乳母これを役す、 故ハしらす、 掃除事をはりて本殿に還御 ・かうしやうの物三獻あり、 勾當局にて嘉例の祝義あ 御さか月ハ女中計 勾當內侍酌 ·伊與

ち・御つめ・御もとゆひ等のものをとりあつめて、 御くしあけ、是も陰陽頭勘文によりて日時をさためらる、 ゝらの蓋にすへて出す、 て是を燒、ことをはりてきぬのつゝミ・つゝらの蓋をもて參る、きぬのつゝ かうひねりにてからけ、 所々に沈香をさしはさみ、すゝしのつゝミに入、つ 女官とり傳へて藏人・衞士にくたす、 大たか壇紙につゝミ上を 吉方にむかひ

うちめくる、 うしろさまにたちなから、 ひて、 節分、 ż の方ならは、 たるかはらけを右の御手にてとらせ給ひて、 合て二なから御左手にとらせ給て、おりひつのなかなるまめのうへにおほひ にすへてもてまいる、 入、を供す、次にまめ二に入、を供す、二にを供す、次にまめかはらけを供す、 陪膳とりて勾當內侍につたふ、 ちらしあふらを供す、 中なるまめを右の御手にて柄方へ三反うたせ給ふ、 御うしろさまにうち給ふ也、 此間にかはらけに入たるまめを御年の數まいる、 陪膳三方なから御前にさしよす、 一間に三反つゝうちて御殿中御湯とのゝ上まてを 夕方常御所例の御座にて御盃まいる、 勾當二のおりを左手にとり、 次におりひつ二にまめを入て、 うちをはらせ給て三方にをかせ給 御左の方のおりひつの中へ入給 おりひつ二のふちを 柄方もし御うしろ 勾當內侍歸參 右の手にて 三方 らかけは

らせましくくて三獻參る、三獻め天酌にて女中・おとこ御とをしあり、 女中次第にとりわたしてきく、其後勾當又御殿中をもちてめくる、次に銚子 を撤して、殿上人御鳥三聲の後還御、 ぬ著て御劍をもて參る、御後にハ女中袴はかり著てまいる、 かたゝかへになる、內侍燭をもちて御さきへまいる、次に勾當內侍ひとへき へりミさるやうにしりそくを故實とす。 御盃まいりて一こんとをる、 かうろに追儺香をくゆらかしてもてまいる、 もてまいる、 御身をなてられてかへさる、 御前を撤してさけなをしめさしまして、 勾當內侍御やくはらひ 鳥目御年の數引合 かゞしめ給ひて返し給ふ、 給はりてうしろをか まうけの所にい 御前 御

内侍、こよひも散しあふらを供す、間にて内々の男衆御さいまつ申、御さけなをしめして御座に著御、申次勾當切ましく、て返したふ、給はりてしりそくやう、御やくはらひに同し、御三せましく、て返したふ、給はりてしりそくやう、御やくはらひに同し、御皇社はの當内侍御年のミ 御年の敷引合一重にをしつ^むなり、もて參る、御身を拭は晦日、御ゆするまいる、ミな月に同し、夕方常御所にて一獻 aは、まいる、晦日、御ゆするまいる、ミな月に同し、夕方常御所にて一獻 aは、まいる、

(卷下)

らるゝ一个條也、、禁秘鈔賢所、云、白地ニモ以神宮・內侍所不爲御跡云々、今以かたく守、禁秘鈔賢所、云、白地ニモ以神宮・內侍所不爲御跡云々、今以かたく守

人の獻する物ハ必奉らるゝ也、 らるゝもの、 謂關白所進菓子ハ多興福寺ノ別當ノ 及憚ル人許 | 所進之物者不奉之、 同御鈔同、 此比ハ菓子やうのものまての事ハなけれと、 萬物隨出來必先置臺盤所棚、 猶御心にあるへき事也、
 源ハ雖」出 が所進也、 |僧尼家ヲ男女ノ進物ハ奉之、 然而不憚之云々、 召女官被奉云々、 臺盤所の棚ハ此比 大やう數あまた 内侍所へ奉 自 僧尼 所

ハみえす、

一、每日次第ハ、早旦御ひるなる、禁祕鈔後事、云、淸凉殿已下ノ格子藏人 候之、 候す、 常につけをく、にて御手をのこはれて御拜になる、御簾のかきに、にて御手をのこはれて御拜になる、 とのをかまふ、陪膳の人歸り參りて事くするの由を申せは、 とのにむかふ、これより先かなへと御ゆをはこふ、刀自とりつたへて御 奉仕之、等候之、臺盤所ハ女官候之、 第ハ伯每度相傳申也、 にいらせ給ふ、 直衣のすそをもつ、 陪膳の人楾の蓋をしあらためて御手水をかく、 を三度すゝかせ給ひて後、 はいせんの人取つたへて御前にをく、 み、 御座に南向にならします、陪膳の人例のひとへきぬをいたきて御前にすゝ めしもせす、 らせおはします、 の人御鬢をかき、 袴を著、 云々、されと此比ハ清凉殿の東西・朝餉・臺盤所等內々・外様の小番の衆 東の庇の中央の間より入せ給ひて、 中へ楾を入、御清手水の時毎度如此、 かけ帶計をかく、內侍ひとへきぬを著て御清手水をもて參る、 常御所の上格子ハ女孺候之、 御拜をはりて本路をへて還御、 楾・御手洗等のものをもてまいる、 御手水まいりて常御所の御座にて御拜の御直衣をめす、 圓座につかせ給ひて神宮をはしめ拜せしめ給ふ、
 御冠を奉る、次にあしたの物を供す、次に陪膳の人御 陪膳の人御ゆかたひらを奉る、河薬ハ今もあれときこし 内侍ハそのまゝひとへきぬ著て御ともに參る、 此間典侍・內侍ハ庇の中央の間の兩方の柱のもとに かはらけを御手洗の中へ投せさせ給ふ、 楾の蓋を仰て深草かはらけを入、俯す、 朝餉八女房候之、 先御手水をまいらす、 かはらけをとらせましくて、 石灰壇にかまへたる大宋の屛風の內 常御所にて鏡の御拜あり、 御手水事をはりて、 大たか壇紙 付て、西の御座の「檀」紙のすみに水引を 陪膳の人は袴計を著て御 里内ハ隨便宜藏人候之 陪膳・手長の人 御湯殿にわた 其後あし はいせん 御 手 (洗 御口

たの御 伴なとある時、 手にかく 御所の上段の掌燈ハ内侍出す、 らす參るも常の事也、 たまらす、 盤を供す、 御心にまかする也 又ハさならてもはいせんの人の御さハはかりにて、 其様正月四日にみえたり、 されとあしたの御盤ハ大概本式にまいる也、 はいせん・手長の人も袴はかりきる、 れん臺・ 庇ハ御しも出す也、 書・夕方の御盤 l V ハ參る所もさ つれも袴を 本式な 夕方常 御相

ク候スルコト御装束に、 さきを二つにゆひわくるなと同御鈔にあれと是も此比ハ沙汰なし、 とあれと、此比ハさしもあらす、 御けつりくしハ禁秘鈔 東事、 御服めさしむる事ハ内侍なとはせす、 人不取御衣之由、 其モ典侍已上也云々、 在舊記、況於御裝束乎、 同 御陪膳二、 同鈔 可遠凡 に無何ト人不奉仕、 掌侍も時々これを奉仕す、 但侍臣聽之、其モ近衞司ナト也、 칫 禁秘抄 東事、 御衣ハ内侍已上ハ聽之、 而間々有其儀可止々々云々、 典侍若ハ聽色上﨟也な 云 如引直衣女房參 御もとゝりの 然而正

典侍一人也、 らふ事、此等 御鬢理する事、 此等皆上らふ分の人の役也、 是候御湯殿故也云々、 御くしあらふ事、 同湯をかくる事、 御ゆとのにハ此比も内侍も候す、 禁秘鈔日次第、 云、 御席しく事、 著湯卷上﨟一人、 御 足あ

堀河院御時樂人等偏無便之由、 下﨟女房也云々、 禁秘抄 賤事、云、 かたひらハめされす、 循此比も六位藏人

・御しもなとにハ直に御詞をかはさす、 所衆・瀧口乍地下近候習也、 あまりたへかたき極暑の時、 匡房大難、 尤可然事也、 ^(示脫) 、御口移・ 夕つ方堅固うちく 凡卑限六位藏人・ 御手移不可然、

何にても物をまいる時ハ必しとねをしかせおハします、 縁座敷なとにて

に御ゆかたひらをうちかけられて、

後奈良院なとのすゝませられ候やうの

茶ふせひの物も大やうハまいらす、

かなる差別にか、蕎麥、干蕪ハまいるもい やうにあれい、是も又相違せり、いかなる魚にか、又かれいハ目の一所に付て、其體異様な魚ハ注のていかれいとハみえす、しろうをとか云物に大概ハかなふやうなれと、長四寸なと 投せられしに、化して魚となりたる由也、さらハ王餘の心ハたかひてもやあらん、其上膾殘や、本草綱目にハ膾殘魚を王餘魚とも云とみえたり、吳王闔閭の魚膾を食してのこりを水に いひしことあれと、いかなる故にか、此比はまいらす、らほし何事かあらん、あゆのしらほしまいらぬかハと の姿也、其ものゝ中に類せす、異様にもあらはこそ、れいまいらすなと云女房なとのあれと、それもをのれく まいらさる物ハ王餘魚、た、其子細をしらす、若名の文字の王餘とあれハと云事にまいらさる物ハ王餘魚、是ハ俗にかれいとか云御まな也、いかなる故にまいらぬに 朝顏、麩燒 紫大根、蘿蔔 ふし、 豆腐のから、いらぬとか、干菜、 莖干 也,芋 からさけ、つれく、草ニハ、 このしろ

佛神に供したるものまいらす、

鵜の魚御膳に供せす、

外居に入たるものまいらす、

にならひて此比ハ用るなり みえす、盃やうの物もぬりたるハ不用、 器の塗たるものは、 古代の物にもあるへけ されと重箱 れと、 61 かにそや、 ・食籠やう 近代大樣 0 物 いい俗

三方の上に直に入たるさかなハみなれ

はる事大様ハなし、 御手つから人にさかな給はること稀也、 宮門跡・ 攝家方なとゝいへと給

天酌の時にハたれにてもさかな給はる事なし、

臺盤所にてハ入御申さす、 故實云々、 後奈良院 廿天文五、 0 御 記 にみ

えたり、

常御所にてハ入御なし、されと近年武家參內の時每度入御あり

人による事也 御三間也 諸家奏慶の時御對面の所、 天盃給はる衆ハ申の 外様の攝家方ハ臺盤所、 或臺盤所、 口にて勾當內侍酌にて給はる也 外様衆ハ清凉殿、 或清凉殿、 或常御所、 內々衆或常御 或御三

77)

内々衆ハ申の口にて御盃たふ、勾當酌也、、諸家元服の日御禮申、外様衆ハ淸凉殿、內々衆ハ御三間にて御對面あり、

もとは御直衣なとも給はる事にや、一、攝家方其外にも元服の日御かうふり申出す衆あり、例にまかせてたふ、

きり、勾當內侍局まてハ有例、內侍已下ハ平生とても行幸の例なし、、別殿の行幸ハいつれの御殿にても吉方次第用らる、但對屋ハ上らふのか

乳母の局へもいらす、中らふ分の人・乳母の局なとはおもて向の行幸ハなす、是ハ行幸もあるへき爲の事也、伊與局へハ行幸なきによりて憚なし、ハなし、揔して上﨟・中﨟分の人の局の上口にハすゑの者・女孺等ハいら品の者のミなれハ、御下の准據也、されとも是ハ局を給はる也、行幸の例、伊與まてハ局をもつ、其外の下﨟ハ局をもたす、下らふハいつれも人の、

作法なれと此比はさしもあらす、なとにて行あふ時も傍により跪き、面をそむけて居也、もとはかうやうの、上らふ分の人は根本女孺・すゑの者なとに直にことはをかはさす、廊下

けれとも、

自然ならしおハします事もあれハにや、

下口へ用所ある時ハわ

き口のあるかたへまはるなり

上中下の員數差別あり、假令上らふ分の人五十卷、中らふ四十卷、或卅五一、御誕生日にハ千卷心經をよませらる、女中の人數により配分あるなり、

卷、下らふは廿卷なとやう也、毎月の事也、

院なとへも御祝まいる、一、御誕生日の御祝ハれん臺にてべた了一のかちんにて御盃一獻參、院・女

一、御樂はしめハ每年大概二月の比あり、 物也、 てゝ、堂上ハ鬼間、 に袙をかさねてめす、 郢曲の人臨期に座にくはゝり著也、 小御所、 かまへ、 樂のかすハ近年七歟、或五、 或御學問所等便宜所を用らる、 同簣子に公卿の座を敷、 地下ハ軒廊にて勸盃あり、 恒例ハ各衣冠、 階の北の打板を地下の樂人の座とす、 或三何も有例、 御殿まらす、或清凉殿の東庇に御座を 初參の人は束帶、 御代始にハ各束帶、 祝義の調子なれはさたまりて平調 これは清凉殿にての時の事 朗詠、 毎度の事也 或一首、 主上も引直衣 或二首 事は

中・男にもたふ、院・女院なとへもまいる、一、初雪つもれは御雪けしあり、べたくへのかちんにて一こんまいる、女

也、

別の御殿の時ハ便宜の所よろしきにや、

ること也、略義也、人初獻をとをし、又二獻をとをし、三獻目天酌如例、さして省略の事ハな人初獻をとをし、又二獻をとをし、三獻目天酌如例、さして省略の事ハな獻、二獻、三獻ともに供し、銚子出て御箸下る、御盃五獻まいりて陪膳の獻、御さか月かさねてまいると云ハ、先御さか月を三獻の分一度に供し、初

候せられす、されとも上らふハ専御はいせんに候すへきもの也、禁秘抄子として上﨟にまいらる、尚侍に准せらるゝなとやうの事にて、御陪膳に一、御陪膳にハ上﨟・典侍候す、正親町院の御時にハ晴良公の女家輔公の猶

事,侍 云、 也 侍、 もつとめらる、又ハ大臣の子孫の兒なとをも宥用らる 腐かく時にハ六位藏人を用ふ、
 をいはす大臣の子或孫也、 女敍位なけれは位階の沙汰なし、 南座云々、 陪膳著禁色 人數すくなきによりて、 御膳公卿・藏人頭ナトハ聽之、 猶或不聽、 號スルハ上腐ト著シテ赤・青色 典侍四人、 此等のおもむき上臈或聽色典侍等可候御陪膳也、 赤色、 或聽之云々、 最可恐思事歟、 此職最重、中略、 朝餉陪膳時々女房不候、 中﨟不足の時ハ兩頭、 同鈔 平生の御陪膳も御人なき時ハ御所々々なと 侍臣モ殊可然近臣ナトハ聽之云々、 同鈔女房、日、 事御、膳 されとも必聽色人也、 候 只聽色品ノ人不好此職事也、 |御陪膳二、 朝餉ハ上﨟女房聽色人、候朝餉 男を用らる、 上﨟ハ不謂是非二三位典 或五位職事を用らる、下 堀河院御時多此例、 不補是等職聽」色大臣孫 同鈔御膳云、 當時の典侍 公卿・侍臣 候シテ: 近代 內 朝 御 Þ

しハをのれくへのきぬなれは、きぬを渡す事ハあるましき事也、
、あしたの御盤の御陪膳ハ三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳ハ三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳ハ三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳ハ三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳ハ三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正
、あしたの御盤の御陪膳の一番を取ります。

せんの人袴を手にかけてももてまいる、、小四方なといふちいさき臺なとにすへて奉る菓子ふせひのものハ、はい

いる也、疊上らふと號とか、正親町院の御時御人なき折ふしありし事也とももてまいりて疊のうへにをきて、しらすかほにたちさる跡にてとりてま、げに/\はいせんの人なき時、よるなと御湯茶なと參る時は、內侍にて

もありけるそとの事計也、はかり書付る程のことにもあらねと、外人のミるへき物ならねハ如此の事三條故右府かたられし也、かうやうのことハ堅固うちくへの事なれは、か

一、女中の衣裳に近代さまく ゐ す、 著用、 る也、 り、 Š 也、 を著せす、 ハかさねす、極寒の時自然とりかさぬといへとも、 御盃なとの事ある時のうはきにハ必あはせを著也、 しゆちん等のから物近代品によらす下らふといへとも著用、 萠黄をも入なり、 ひかき等の地紋に雲ちきりやうのうは紋こいへになり、丸すゝしにハ紋に 已下ハ染ものを用ふ、縫の紋ハ草木等の物也、但定様なし、 染物ハたむ四かはり等のものハ地なしをも用ふ、 論せす著用、典侍まてハ縫を著用、 かへかたすその段、 六かはり、 織物ハ繪樣さたまらす、いたの物ハ大身かはり・四かはり・八かはり・十 侍まて著用也、 白き衣裳の時は地のしろきをもちふ、 繪のもとゆいハ衣裳にしたかふ也、 但上﨟已上ハ四ゑりをも著用也、 是等いつれも色目ハ白・紅梅・貫白三色のほか他の色をましえす、 帶ハゑやうの帶を用ふ、 色々の繪のくにてさいしきをしたるをハ禁中の女中にかきりてもち かたすそ七たん・こゝの段・十一段・十三段・十五段、 童のいまた袴をも著せさるは縫薄・折筋等のものをも著用する しつめをり物ハ掌侍まても著用す、 綾ハ勾當內侍まてハ著用、 はきかけ・しらゆり・ の法あり、 薄のさけをひなり、 染物ハ勿論也、 年齢廿八の暮よりハ白き衣裳のほ うきをりものは典侍已上 あかき衣裳の時ハ地のあかきを用 紋ハ薄にてあや杉をひしとした いづ等の物なり、 からあや・りむす・とんす しぼなとをも用ふ、 ゑりをつゝみてきるな 典侍已下ハ三ゑりの外 但何もかたすそなり、 近年唐物・ いたの物ハ品によらす 染物ハひし 不審の事也 丸すゝし品 染もの・

をいはす片時もこれをはなたす、 にして外へみえさる程の小分の蒲團を密々に用ふ、 紙 もちふ、 これらハなかはしまて用ふ、 薄等のものくけ帶をも用ふ、 し・單皮等かつてもちゐす、 をハもちふ、 當時の染物・縫薄の類をもちゐす、 但老者・病者等の寒濕にたへさる人々、 或老者、 其外何にても唐物、 本式にあらす、 男の襪等の御免におなし、 或病者御ゆるしを給はりて後は夏冬 蒲團をはしかす、 夜物ハをり物・ しろき物・あかきものを 宥命ある事也、 身のあたる勢分 からをりもの、 しきふすま 綿ほう

をや、 す、 女御ハ御乘そへならねハ、 典侍一人御むかひに參りて、 憚なし、 せんも凡人ハならす、 さか月ことの時も天盃のほかは給はらす、 時ハ二獻目二御さか月二まいる、當日著帶の下行をたふ、それより已後御 一・第三をよひ末座の人にても二獻目にハ其人別に天盃を給はるなり、 はと彼こいたゝきとにて二獻參る、 らすこいたゝきのかちんを進上あり、 しなひの下行をたふ、 何程の行粧にても鎌ハなき事也 女中懷姙の時、 上らふ分の人なれは、 御袋ハさ程の行粧にもをよはす、 すめ相應のものをもちふる也、 つほねにても常の器をはことくくあらためて新きをもちふ、 著帶の日よりハ御所に宿せす、 こゝの月め著帶の日、 いミあきの日ハ宮をもなしまいらせて御所へまいら たとひ懷姙の人ハ下﨟なりともはいせんハ堂上のも 典侍御むかひに參る、 宮の御乘そへにて參らる、 御乘そへにてまいらる、 第一 御所にてハ常御所にて御さか月參る、 但人により時により、 たゝし御所にてハ下﨟のはいせんも 常御所にて御さか月まいる、 やかてさとへ出る也、 の人なれは左右にあたはす、 懐姙の人より御樽進上、 別さか月をもちふる也、 宮 ハ腰輿にて、 御袋女御なとの時も、 内侍已下の人なれハ、 宮も御ふくろ 勿論うふや 其內 北面供奉 況平生 こふあ かな は 其

御袋より進上の御樽のうちに、とりのこにてもかちんにてもまいる、御さ

か月の獻の

一禮に供する也

らて、 を著す、 宮しら 御服 寥る、 あり、 n 5 君或皇女にても第一の宮なとは每日禁中より參る、 出しもてまいる、それより毎日かの御もらひハ參る、 むに入て、 月宮へまいりてとをる、 さきの方を以てかはらけ二のねりこを箸につけてくゝめまいらす、 をすふ、はいせんの人箸一對を中央よりをし折て、本の方をは盤にをき、 輿 直に禁中へまいらる、 の上らふ・乳母等板輿にのり、 乘そへの爲也、 日 りあり、 この間、 動文次第日をさたむ、世経にの宮あれハニオよりうちにても髪をきハある也、動文次第日をさたむ、世俗に額たての兒二人相ならへすなと云説のあれハ、次 への簾をあく、 御所々々の御祝ともの次第 Š 分の 重 この御前にハねりことあり、小預調進也、をすふ、宮の御前にハねりこさきにするめとふく (め脱ヵ) 里亭にての沙汰なり、 但これハさたまりたる事にハあらす、 か 御所より參る、 毎日これをすふ、 人なれは、 ・しらか 熨斗等の物を結ひつく、綿に根ある小松・山橘・ 上の御靈はるへき事歟、 熨斗やうのものそひてまいる、 乘そへの典侍宮を抱て御所にまいる、 里亭より直に参向也、 綿 卽これをつとむ、 御所より參る、 なかはし局の脇口へ輿をよす、 北面六人人、供奉す、 ねりこハ撤して後、 其後御もらひとかいひて、 二歳の暮髮をきあり、 をかつかる、 後にあり、 にまいらる、 誕生日より 當日先御袋の局にて御祝あり、個別こと 其外の人なれ 腰輿がけず、 宮のすゑのもの禁中へ參て、 社壇にて別當祝を申、 いか物をす 時宜によるへき也、 宮の里亭或局、 首世 其外侍 袴を著す、 先典侍一人里亭にむかふ、 日に滿る日 すゑく 霜月・ をもちふ、仕丁六人 常御所にて一獻るは、 箸ハ折たる箸也、 典侍一人出あひて、 御なかの供御を茶わ おまへのおしきに箸 はい Š しはすのうち日 陪膳ハ御袋上 へまいる せんの上らふ ハさのミもあ 引當日例、 數輩前後に 御袋・ 其後下向 御さか る、 兼日 申

せられて定らる、 御所より紅梅の小袖一かさねまいる、 沙汰也、 る也、 す、 前にをく、 御盃まいる、 御所より寥る、 もらひをやめて成人の體也 長等前に同し、 しとかいひて、 へはかりまいる、 御前を撤して、 根本ハ主上御手つから三日の間付まします也、 御祝ことに御袋・乳母に下行あり、三歳の暮色なをしあり、 御をよひに付られて、 初獻、こふ、宮へも参る、二獻、袋より進上なり、初獻、こふ、宮へも参る、二獻、かちん、當日御 よろつの獻なとも成人の人と差別なく參る、 御所にてかちん・御まな二獻まいる、 手長ハ宮の乳母つとむ、 當日いか物・三本たてをすふ、次に二獻參る、 宮退出、 次にしらこ。現の蓋にする、 三日の間しらこを付、しらかをかうふらしむ 宮の額の口につけらる、かすハさたまら 霜月二番丑より已後の日時をえらは 其後御所にまいらる、 をもてまいる、 それよりハ御箸なを 此比はミな私にての 宮へハまいらす、 常の供御も御 陪膳の人御 常御所にて 陪膳・手 兼日 御

かる、 傳へらる、これらハ時宜によるへき也、 す昵近の人つとむ、 か物を撤して後、さらに三獻あり、 前いかもの・六本たてをすふ、 昵近の人もてまいる、そきはて、後、 吉方左案に向ふ、 大臣髮のすゑをそかる、 五歳のくれふかそきあり、 一盃ハまいらす、 皇子ハ半尻・前張を著す、皇女ハあこめを著す、 大臣退て候せらる、皇子同し、ハあつたゝミに座す、 糺宮の石二をとりて、 されは大臣といへと盃をとりかはさす、 宮のさか月ハ毎度大臣給はりて、 柳筥にくし・かうかい・かうはさみ等の物を居て、「ゆすりつき脱」 大臣の內、 はいせん・手長の人前に同し、 大臣相伴也、 棊盤のうへより吉方にくたる、 當官にても前官にても、 ありつき已前ハ皇子・皇女ともに 秦盤の上に置て

兩足にふましむ、 大臣の陪膳ハ男女をいは はいせんの人なとに **秦盤のうへに立て** 三獻の後、 六本立 伺候にてそ 皇子の 親昵 大

新日御ふく一重、をり物縫はくやうの物にしたかふくし、ひとつ、今ひとつる、其内まんちう進上也、そのまんちうを必三獻のうちに供す、御所より臣退出、宮ハ御所にまいらる、御所にて三獻參る、五色五荷なとの御樽參

ハ毎度練貫也、

寥る、 著用、 兼日御所より小袖一かさね 同前、 九歳の時紐おとしあり、 年の暮にもあり、 如例三色三荷の樽進上、 皇子ハ半尻、 皇女ハ袴は 當日例のいか物をすふ、 成人の體により、 かり著也、 ・うきをりものゝ帶一筋參る、 或いそかれて春なともあり、 御所に參りて、 其後三獻、 いつものことし、 常御所にて二 御祝の時 或

袖 同色前、 御いわゐハいか物計也、 定にてもあるへし、 所々所望あるへし、 御齒黑ハ儲君なとは禁中よりまいるへし、 十三才の時御はくろめあり、 等兼日御所より參る、 されと猶禁中・女院・宮々なとの外へハ出へからす、 世俗に七所のをとりあつむる事にいひならはせり、 御所にての御盃二獻、 道具 かさねのうすやうにつゝミ、柳筥にすふ、道具 しやうすわたし、筆一對、こふ、已上氷 眉ハ御袋、 すゑくへの皇女なとハ由緒ある さならても由緒ある人とる也 如例 小

ハ祝義の體已下時宜にあるへき事也、其所にての事也、しかあれは、御所にてのひんそきまれなる事也、如斯事き歟、皇女ハ近代大概ハ比丘尼也、自然攝家方なとへ嫁する樣の事あれハ、十六才の時、皇女ハひんそきあり、これも大臣そかる、いか物なとすふへ

えたれは、是又時宜によりさたまるやうあるましき也、の體也、腰輿北面四五輩供奉也、上古ハ行粧隨分とりつくろはれたるとみ門跡・比丘尼なとの入室の作法、供奉已下微々の時節のまゝにて今に輕々

皇女嫁娶の事ハ、淨妙寺關白已後其沙汰なし、此比教平公の御母にことは

等これをゆるさす、或老者、或髮すくなき人不自由なるにつきて御ゆるし、常時女中内々にてハ髮の根を結ふ事あり、御御盃事、御膳の陪膳・手長御所々々の誕生日に御祝の下行あり、員數等の事ハ時宜にあるへき事也、物・六本たてやうのものにても、たゝよのつねの三獻なとにても也、物・六本たてやうのものにても、たゝよのつねの三獻なとにても也、御袋の事かられて、其作法あるへし、盃なとの體も或いかの里亭なと、男方よりまいられて、其作法あるへし、盃なとの體も或いかの里亭なと、男方よりまいられて、其作法あるへし、盃などの體も或いかの里亭などの場合にあるできました。

とことにゆるしなき事也、近比折々ミゆるなり、陪膳・手長の人な、女中の引眉ハかつてなき事也、近比折々ミゆるなり、陪膳・手長の人な

の事あり、さならても御菓子・茶ふせひのものハ、髪の根をゆひなからも

はゝからす、

御方御所にても相應の事ハあるなり、敷ハ時宜にあるへき事歟、いか様上﨟・中らふ・下らふの差別ハある事也、、女中宮つかへに出るはしめにハ、むかひの物とかいひて下行をたふ、員

、御今まいりとかいひて、女中宮つかへのはしめつかたきぬを著し初る時にハ、髪あけて臺盤所にて内侍所の方にむかひて拜せしむ、典侍ハ朝餉のしきゐにかゝる計に居て拜す、内侍已下ハ少引さかりて拜せしむ、如此のおにで、御ゆとのゝ上にてもこれもつとむ、是等も御ゆとのゝ上にハ限へからす、子細前にくハしくみえたり、女房のきぬも常にハ著せすなりてよめにて、御ゆとのゝ上にてもこれもつとむ、是等も御ゆとのゝ上にハ限へからす、子細前にくハしくみえたり、女房のきぬも常にハ著せすなりてよからす、子細前にくハしくみえたり、女房のきぬも常にハ著せすなりてよからす、子細前にてこふあはをすふ、下らふなれハかけにてたふ、髪あけしな中にも御前にてこふあはをすふ、下らふなれハかけにてたふ、髪あけしな中にも御前にてこふあはをすふ、下らふなれハかけにてたふ、髪あけしな中にも御前にてこふあはをする、下らふなれハかけにてたふ、髪あけしな中にも御前にてこふあはをする、下らふなれハかけにてたふ、髪あけしないのかたの事なるへし、其後常御所にて一献容る、こふあは也、今後のりこのかたの事なるへし、其後常御所にて一献容る、こふあは也、今後のりこのかたの事なるへし、女子は、一様にない。

より何典侍・何內侍と云も常の事也、一、女中童の程ハ上・中・下﨟ともにしはらく童名をめす也、又わらハの內たる采女にも、今參の女中より帶なとやうの物にてもつかはすとかや、

一、二親の服にハ、女中已下采女・刀自・女官・女孺にいたるまて一周忌の 一、女中親父堂上の者なれハ、其者逝去の後年忌々々に法事とりをこなふ爲 とて、相應の下行をたふ、上らふ・中らふの差別ハ勿論ある也、 時宜にあるへき也 周忌まてハ給はらす、 也、 或地下の者、或社司等の女なれハ給はらす、乳母ハ各別の事なれは給はる 用たる衣服・調度まてをあらためて、御所にてハかつてもちゐす、 うなきによりて、五旬の後も猶出仕せす、一周忌の後出仕の時ハ、服の間 間ハ出仕せす、根本ハ男女共二服の間出仕せさる事なれとも、 人なき時は、女房といへと五旬の後口つからいひつたへて召出す事もあり 五旬の後ハ職事除服を書つかハして召出さるゝ事也、 堂上の者も奉公の勞あるものに下され初ての事なるへし、いつれも一 第三回忌より已後の事也、下行の員數ハさたまらす、 女房ハ除服書へきや 近代男ハ聊 下らふハ 此比御

一、格子のもとはかりをとる事、ことのほかの禁忌也、凶事の時格子のうへージーです。

をはおろしなから、もと計をとりて昇出し奉るか故也、

一、竹・よしの類用る事禁忌也、諒闇の時倚廬御所のしつらひ悉皆竹・よし

一、剃刀かつて用られす、

を用るか故也

一、觸穢の時ハ內侍所に注連を引、往來の道も別に便宜の所を用ふ、犬巫

犬産まても此定也

、堂上のものゝむすめの堂上のものゝ妻になりたる者ハ、御前にまいる事

事にもあらねと、 院の御前へハ假にも出されさりし也、 舊院の姥也、 もあるへき事なれと、いまた其例をみす、 公仲卿逝去の後、常に新上東門院へまいりかよひしかと、舊 新上東門院御卑下の心ふかくての事やらん、又例なくて 是等ハ御外戚方といひ、 公仲卿の室ハ新上東門院の妹、 憚あるへき

、武家のものゝむすめ堂上のものゝ猶子なとに成て御前にまいる事、近き 比まてハかつてなき事也、新上東門院の帥大概濫觴歟、 のゆへもなく此類多し、是非なき事歟 上東門院の御ゆかりなれは、御外戚方なといひてもゆるしつへし、當時何 此等ハ陽光院の御外戚方といひ、舊院おさなくまします時より奉公の人と に宥用られし也、 能證院內府のむすめ、つくしの大路に嫁したる人なり、舊院若宮の時上﨟 武家に嫁したる人もとく、ハー切御前へハまいらす、 それたに猶まいらす、其餘ハまして其沙汰なし、 大路もいやしからぬ者也、 御元服の日より退出して、二度御前にまいらさりしと也 御前へまいられても子細あるましき事な 當時謾におほし、 いげと云たる人ハ されとこれらハ新

卿・侍臣平伏、 臺の北の方に著座、 南にいたる、 次に親王すゝみ給ふ、 子の外に出しめ給ふ、 儲君親王御同宿の時、 公卿さしよりて障子をあく、 直曹の所へ御祝に祗候の內々の男衆むかひに參る、各簣子に候す、第 第一の公卿すゝみよりて障子をあく、 第一の公卿障子をさして後、をのくくしりそく、親王れん 其後御盃まいる、 公卿・侍臣したかひ奉る、便宜の所をへて常御所の 公卿・侍臣平伏、 節朔の御盃に御所へまいらる、 親王茵の上に座せしめ給ふ、座を起て障 三獻目天酌、 殿上人の下らふ燭をとりて先行、 親王御とをしにまいら 親王庇に入給ふ、公 其様對屋にてもあ

> ŋ, たふ、是ハ三獻つゝ給はりて女中ハ上らふ分、男ハ公卿のかきりくはへあ 内々の男衆親王の酌にて御とをしあり、 其後三獻ハ親王の上らふはいせん也、 强く御過て後退出、はく御の時、せめてはいせんの人袴はかりをも著すへき爲の事なり、强く御過て後退出、是ハ此比萬事微々の體なれハ、親王の上﨟にても袴をも著せねハ、こ も親王の祝あり、 ハ御袋の局を直曹にもちゐらる、正月五个日ハ或直曹にても、 侍臣したかひ奉る、 をとりて、親王の前にをく、御さか月事をはりて本路をへて退出、 る、 さか月をは殘しをきてしりそかる、 其外大概禁中の作法に同し 强供御の陪膳ハ禁中より典侍一人まいりてこれをつとむ 親王里亭に住し給ふ時も節朔にハ必参内あり、 内々の男衆祗候にて、 親王のはいせんの人すゝみ出て盃 禁中にて御とをしの時ハー獻つゝ 親王の女中 或里亭にて

る也、 侍の末座也、 して御とをしに參る也、其外の御所々々・御比丘尼女御なとの上らふハ內 儲君親王の上﨟ハ勾當內侍次也、 是等ハ御前に著座する事ハなし、 節朔の御さか月にも勾當內侍次に著座 御とをしの時陰より出て參

、一の采女ハ內侍所の刀自を兼帶して、近代內侍所にさふらふ、二の采女 四ハ今にさふらふ也 あちやと號す、三の采女ハ近代闕也、 四の采女ハあかゝと號す、

衆もありしを、 くら等のまひくく又くるしからす、 むねたゝき等の乞食の類まいらす、 座頭・鉢たゝき・門說教・うた念佛・八ちやうかね・せきそろ・鳥をひ・ 猿樂ハ宮中に入す、但道の者にあらさるハ參る事常の事也、 正親町院の御時幸若度々しこう申たる由申て、 故白河二位まひくへハ根本唱門師也、 是も道の者にてまいらぬ事のやうに申 河原の者ハまいれと火の物をは食せし 其後彌不審なく參る也 千秋萬歲等も唱門師 幸若・大か

事ハ何事もはしめかたくて此類おほし、一、風呂・こたつなとは宮中になし、させる故もなけれと、只ありつけさる

はせ給ひし也、されいなと用らるゝそおろすとはいはすやとて、舊院にハわらら、此たくひおほし、茶臼をは茶のおるゝといへはとて、宮中にいれす、ふ、此たくひおほし、茶臼をは茶のおるゝといへはとて、宮中にいれす、

て水引をはきよき道具のうちにハいれす、一、何にてもまいり物を紙につゝミて結ふやうの時、水引をもちゐす、揔し

きにより永宣旨にてゆるされしかハ、いまに其定也、の御拜に每夜御神事にもはゝからす、これハ至極衰微の時節、あまり人なるにや、采女已下すゑのものは、月のさはりのうちもきよきものにも手をるにや、采女已下すゑのものは、月のさはりのうちもきよきものにも手を、月のさはりの人七日の間ハまいりものゝきよき器に手ふれす、勿論每朝

觸ることを用捨する也、此外別の子細なしと仰られて、きよき物をも取あゆるしなし、灸治あまた所になれい神事にはゝかると云事ハ格式にもみえて。つれく、草にハ書たれと、又いかなる故のあるにか、舊意、女儒ハきよき道具をはとりあつかはすとて、まいり物にハ手ふれす、舊意、大學の後にハ女孺ハあふらをとりあつかふものなれは、まいり物に手ふれず、舊意、大學の後にハ女孺ハあふらをとりあつかふものなれば、まいり物に手がある。

つかはさせられしと宮内卿かたりし也

彌外見憚あるものなり、 「羅元」といへと、鳥跡のみくるしきをかへりみす書付をはりぬ、 さ書あらためむとするに、老眼分明ならさるうへに近年筋氣ことに興發して、 を書あらためむとするに、老眼分明ならさるうへに近年筋氣ことに興發して、 な書からためむとするに、老眼分明ならさるうへに近年筋氣ことに興發したる な書からためむとするに、老眼分明ならさるうへに近年筋氣ことに興發したる な書からためむとするに、老眼分明ならさるうへに近年筋氣ことに興發して、 を書あらためむとするに、老眼分明ならさるうへに近年筋氣ことに興發して、 を書からためむとするに、老眼分明ならさるうへに近年筋氣ことに興發して、 な書が、中でいると、鳥跡のみくるしきをかへりみす書付をはりぬ、草案の残 此一冊ハ後光明院へかきてまいらせしを、承應の回錄に燒失しぬ、草案の残

(84)

|御うぶや以下の次第|| 翻刻

「御誕生より御十三まての事_! 「御誕生より御十三までの事_」

覺

御たんしやうの御道く

御よりかゝり

こしかけ 壹つ

御あつたゝみ 二てう

御かたたか 壹てう 十二てういつれも白へり、

御たゝみ

御ひやうふ松竹、靍龜、 しら繪

御菊とう臺 しら繪

御おしおけ 壹對 しら繪

御ゑなおけ木地、 壹つ

御あまかつ 壹つ

御ゑな七十五ときよめ、あいのかわらけ二入、二枚二てふたをいたし、 御ゆとのゝ御道具いつれもまけ物

めう参、御ゑなおさめ申候まてきゑ候ハぬやうにいたし、御ゑなは御日 小力右左壹對・御のし壹むすひ入、こはんニのる、御菊とう臺ニてとう

からしたいニ御吉方へおさめ申候、

御むまれあそハし候てそのまゝすゝしのいと壹丈二尺よりあわせ、 御は

なひさせ給ふたひに一七夜むすひ申候

、御七夜御うふ御せん參

かなかしら

御ひらのたかもり

御せん ひらき石三

ふくめのたかもり 御せんこわく御也

いつれもかわらけ、わこのる。

、上様より御たんしやうの日、御使まいらせられ候まて、 御はいせん二おやもちたる上らふ、三日あけ申候 御ゑなのをつき

申さす候、

上様めさせられ候御ふくまいらせられ候、すなわち御かいまきこめし申

候

一、御いミあき 御のりそへ上らふ、御所へならせられ候て、御こふあわにて一こん參、

御宮參

御ふく御ねもし、御たてびたいあそハされ候

御たんしやうの日より百廿日め也、たゝしくいあましとせぞく二申なら

わせ候とて、百廿日よりのひ候事おをく御さ候、

御れう、御參候て、くわん御成候て、御前へならせられ候て、御さかつ

きまいる、

御さかつきの次第(底本前行ニ續クモ意ヲ以テ改行ス)

上様へ御こふあわ一こん、宮様御まへへ御ねりこ參、御ねりこのさきく

ミするめとふくめと、かわらけ

「ちいさくか

「おりしき、わにのる、御

て中
らおりて、本のかたをそのま
ハおき、御ねりこく
ハめ参らす、次御 ねりこ御はいせんの上らふ、御はしを壹せんそろへ、さきのかたをもち

御おりはしにてあけそめ申候はつ也 御ねりこ御いわゐ、つき二御もらいの御せんあかり、それより後、 候、三日同御いわゐ、御宮參の日より三日朝はかり御もらいの御せんと さかつき一こん參とをる、くわん御成候て、 上様御なかのく御申出しニ參、 三方に御ちやわん壹つのせ參、 御所より御ねりこすへり申 三日 毎日

御くしおき御二才の暮也

御おと御らんせられ候へハ、御二才の暮らかきらす候、 しの御ふく壹かさね・御いか物・御しらが參、そのわたにねのある小松 ・たち花、二本、 のし中たかを壹寸ほとにたゝみむすひつく、御しら 御所より御ねも

御いわゐこんの覺、(底本前行ニ續クモ意ヲ以テ改行ス)がかつかせられ候て、 御さかつきあり

御はいせん上らふ、御てなか御ちの人、

御三方に御かわらけ一枚のせ出る、

御いか物出、 御ちやうし出る、御したミかわらけそふ、一こん、御くわ

へ有、

りのふたこのせ、 御前へハ御こふあわはかり出、 御所へならせられ候て、御こふあわ・御かちんのこん二こん參、 御しらか御かつきあそはし候、 ハされ候、 、ひにて宮様御ひたいのくちこつけさせられ候、 還御成候て、三か日おなしやうに上らふ御つけなされ候て 御三方このせいつる、上様御前のまへこおき申候、御 次に御しらこかわらけ二つに入、御すゝ 御ちの人に御下きやうあり 御しらか御かつきあそ 宮様の

御三才の暮御いろなをし

御所より御かうはい一重、 御いか物・三ほんたて參、 霜月の二はんのう

しよりのち也

こんの覺

御三方に御かわらけ一枚のせ出る、

御いたゝき候ですへる、又別ここんあり、 御ちやうし御したミかわらけそへ出る、 御ちやうし二御したミかわらけのせいつる、一こんにですへる後、 御いか物、 次二二こん出る、御三方に御かわらけのせ出る、御こふあわ一こん出る、 ないろニゆ出る、 つき二三ほんたて出 御せんのしたに候御かわらけにて御ゆ寥ですべり申候、 一こんあかり候て、 御はいせん

御

くろ・おちの人御下きやうあり、 三か三しゆの内こいたゝき一ふたあかる、すなはちこんに成出る、 やミ、おとなのことくに御せんこしらへあけ申候、 所にても二こん出る、それより御はしなをしまいらせられ候、 盃上らふ御いたゝき、のち御したミかわらけ御ちの人御いたゝき候、 御三方
こかわらけ
壹つの
せ出る、
次
こかちんのこん出る、
ひきかへて御 こふあわすへる、 御ちやうし出る、二こんめ二御くわへいつる、その御 御所へ御祝義御たる 御もら 御ふ

御五才の暮、御ふかそき、春にても夏にても、御しうき五か五しゆの中 御ふく壹重、 御すゝしの御はかまのうへに御まへはりをめし候、 御ねもし、 まん中一折あかる、則こんに成出る、 ふしかね染の御はかまのうへこうへのはかまをめし候、 宮様御くし御丸ひんこなて、 なかの御かさねは御かうはいにて候、 御さいかうし御ねもし、 御所よりまいらせられ候御さいかうし 御はんちりにても御あこめにても 御いかもの・六ほんだて御所より 若宮様ハ御はんちり、 姫宮様ハ御あこめ、 御いわゐのぎし

參、こんの覺出やう右の通 [左ヵ] りさせられ候、さて右・左の御ひんのさきつゝみて、かミのうへニ右・ 出る、御ひんそき候て後、大しんもとの座二つき給ふ、宮様御吉方へお 左かき、ねんかう・日付なされ候、 にても大たかにても、よこにおり三おりこして、壹對御すゝり箱こそへ 御ゆすりつき・御くし・御かうかい・御かうばさみのせ出る、又中たか れ候、大しん御參、御右・左の御ひんのすゑをそき給ふ、御やない箱に の石二つまへ日ことりにつかわし、こはんのうへ二置、宮様そのうへを き、いつれもおなし事、大しん御ひんおや二御參侯、 のゝち三こん參、まんちうのこん有、 ヘハ、御いか物・六ほんたて出る、 一そくの御あしにて御ふまへ、御吉方しやうけのかたへ御むきたゝせら 御はいせん御いろなをしと同事、そ 宮様御あつたゝみニなをさせられ候 大しん殿へもおなしことく三こん たゝすの宮のまへ

てそろへ申候、姫宮様ハ御すへらかし、御ねにもそろへ申候、出る、御くわへ有、御したミかわらけ御ちの人御いたゝき候、これより出る、御くわへ有、御したミかわらけ御ちの人御いたゝき候、これより出るかつき出る、こふあわなり、次ニまんちうこん、御ちやうし、御か御さかつき出る、こふあわなり、次ニまんちうこん、御ちやうし、御か

一御九才御ひほおとし

しゆしん上、「のしんと、御おひ一まいる、時分によりかわり申候、三か三日御いか物・御ふく壹かさねまいらせられ候、御さいかうし御ねもし一日和いか物・御ふく壹かさねまいらせられば、御さいかうし御ねもし一

こんの覺

いつれも一こんにて御さかつき出る、おさめのこんにて御くわへ出る、御こふあわ・こいたゝきの御かちんのこん、かべのこん、以上三こん也

御所にて二こん、

、御十三姬宮様御はくろめ有、

か物はかり、御所にて二こん參、御こふ、こほりかさねのうすやうに、御やない箱ニのる、御いわゐ御御ふく一かさね・御いか物參、御道くしやうす御わたし、御ふて壹對、

なし、 若宮様の御はくろめハ、御けんふくの二三日まへ日也、御としさたまり

(87)

表1 後水尾院当時年中行事の項目(巻上)

月	朔日	項 目 四方拝	頁 62	段上
	州 口		62	上
		朝の物(菱葩・御盃参る)	62	下
		朝の御盤	62	下
		請取	62	下
		朝餉	62	下
		御祝	63	上
		御嘉例	64	下
		小朝拝	64	下
		節会	64	下
	不定	歯固	64	下
	2日	朝の物(昨日に同じ)	65	上
		掃初	65	上
		請取の際、とりそめの御盃あり	65	上
		牛飼御礼	65	上.
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
	0 17	御祝	65	<u>上</u>
	3日	朝の物・請取(昨日に変わらず)	65	上
		御祝(また同じ)	65	上
	4日	朝の物(菱葩を供す)	65	上
		朝の御盤(今日より常御所にて参る)	65	下
		請取は有無不定	65	下
		千秋万歳なし	65	下
		年始の御文	66	上
正月	5 H	手斧始	66	上
		千秋万歳	66	上
	6日	年越の御盃	66	上
	7日	朝夕に味噌を供す		_
			66	<u> </u>
		御祝(前に同じ)	66	_ <u>_</u>
		白馬節会(出御のこと元日に同じ)	66	上
	8日	後七日御修法・太元帥法	66	上
	この頃	諸礼	66	下
	11日	奏事始	67	上
	14日	年越の御盃	67	上
	15日	朝の物(小豆粥を供す)	67	上
		御祝(前に同じ)	67	上
		三毬打	67	上
	16日	朝の物 (今日以後は小豆餅などを供す、粥を供す)	67	下
		御祈禱	67	下
		踏歌節会(出御のこと前に同じ)		下
	17.17		67	
	17日	朝の物(粥を供す)	67	下
		鶴庖丁・舞御覧	67	下
	18日	朝の物(粥を供す)	67	下
		三毬打	67	下
	19日	御会始	68	上
	20日	御祝	68	上
	朔日	朝の御盤・朝の御盃(例の如し)	68	上
		朝餉	68	上
		御祝(大概正月に同じ)	68	上
2月		御嘉例	68	下
2月	15日	涅槃会		下
	15日		68	
	22日	水無瀬宮御法楽	68 69	下
	OF IT	聖廟御法楽		上
	25日			_
	朔日	毎事二月朔日に同じ	69	上
		毎事二月朔日に同じ 朝の御盃		上 上
	朔日	毎事二月朔日に同じ	69	上
3月	朔日	毎事二月朔日に同じ 朝の御盃	69 69	上 上
3月	朔日	毎事二月朔日に同じ 朝の御盃 闘鶏	69 69 69	上 上 上
3月	朔日 3日	毎事二月朔日に同じ 朝の御盃 闘鶏 朝餉 御祝 (三献目の銚子に桃の花を入れ	69 69 69	上 上 上
3月	朔日 3日 巳日	毎事二月朔日に同じ 朝の御盃 闘鶏 朝餉 御祝 (三献目の銚子に桃の花を入れ る) 人形進上	69 69 69 69 69	上 上 上 上 上
3月	朔日 3日	毎事二月朔日に同じ 朝の御盃 闘鶏 朝餉 御祝 (三献目の銚子に桃の花を入れ る) 人形進上 毎事例の如し	69 69 69 69 69 69	上 上 上 上 上
3月	朔日 3日 巳日	毎事二月朔日に同じ 朝の御盃 闘鶏 朝餉 御祝 (三献目の銚子に桃の花を入れ る) 人形進上 毎事例の如し 更衣 諸社祭多けれど、今はさせる神事な	69 69 69 69 69	上 上 上 上
	朔日 3日 巳日 朔日	毎事二月朔日に同じ 朝の御盃 闘鶏 朝餉 御祝 (三献目の銚子に桃の花を入れ る) 人形進上 毎事例の如し 更衣	69 69 69 69 69 69 69	L

## 19	月	H	項目	頁	段	
1			7			
5日 朝の物(粽を供す) 前の御盃・朝館(例の如し) 69 下 連税(初献に粽を供す、三献目の銚 70 上 ※宝 70 上 15日 物忌札進上 70 上 16日 御祈韓(正月に同じ) 70 上 16日 御が様(正月に同じ) 70 上 16日 御が様(正月に同じ) 70 上 14日 概図会、物忌札進上 70 下 16日 嘉定 70 下 16日 万能型 70 下 16日 京全 70 下 17 下 16日 京全 70 下 17 下 18日 71 下 18日 71 下 18日 71 下 18日 72 下 18日 72 下 18日 73 上 18日 73 下 18日 74 下 18日 73 下 18日 73 下 18日 73 下 18日 73 下 18日 74 下 18日 74 下 18日 75 下 18日 77					-	
5月 朝の御盃・朝前(例の如し) 69 下 直満湯・菖蒲県 69 下 御祝(初献に粽を供す、三献目の銚 70 上 表生 70 上 15日 今宮祭、物忌札進上 70 上 16日 御祈禱(正月に同じ) 70 上 7日 旅園会、物忌札進上 70 上 7日 旅園会、物忌札進上 70 下 7日 旅園会、物忌札進上 70 下 7日 旅園会の御盃 70 下 7日 旅園会の御盃 70 下 7日 旅園会の御盃 70 下 7日 海胱園会、物忌札進上 70 下 7日 海胱園会の御盃 70 下 7日 海胱園会の御盃 70 下 7日 東衛 70 下 7日 東衛 70 下 7日 東衛 70 下 7日 東衛 70 下 7日 東海 71 下 7日 大力<						
5月 富浦湯・菖蒲樂 69 下 40名(初版に絵を供す、三献目の統) 70 上 素玉 70 上 15日 物忌札進上 70 上 15日 物忌札進上 70 上 16日 御祈禱 (正月に同じ) 70 上 4日 柳田 朝の物(永鮮を供す) 70 上 4日 柳田 柳昭会へ御霊した地上 70 下 4日 柳宮 (初飯に彩華を供す) 70 下 4日 柳宮 (初飯に永鮮を供す) 70 下 4日 柳宮 (初飯会 物忌札進上 70 下 4日 柳田 独認会の御霊 70 下 4日 御税と 70 下 7日 神田 御税と 70 下 7日 神田 御税と 70 下 7日 神田 神紀を鳴う 70 下 7日 神田 神紀と 72 上 </td <td>эп</td> <td>P. P. (P P.)</td> <td></td> <td>-</td>		эп	P. P. (P P.)		-	
5月 御祝(初献に粽を供す、三献目の銚子に菖蒲の根を入れる) 70 上来変更多ない。 8日 今宮祭、物忌札進上 70 上上の日間の様式に上します。 16日 御好補償に圧月に同じ) 70 上間の日間でするいます。 7日 前切物(水餅を供す) 70 上間の日間でするいます。 7日 前間会、物忌札進上 70 下下間臓会の物面 70 下下間臓会の地面 70 下下間臓会の地面 70 下下間臓会の地面 70 下下間臓会の地面 70 下下間臓会の地面 70 下下間臓会の地面 70 下下間臓器の 70 下下間臓器の 70 下下間を 下下間を 下下間を 下下間を 下下間を 下下間を 上上の御の側の面 70 下下間を 下下間ののの側の面 71 下下間を 下下間を 下下間を 下間を 下下間を 下間を 下下間を 下間を 下間を 下間を 下間を 下間を 下間を 下間を 上上ののののののののののののののののののののののののののののののののののの						
Ficial Ficia				69	<u></u>	
下に音冊の様を入れるの 下に音冊の様を入れるの 上 接 接 接 接 接 接 接 接 接	5月		御祝(初献に粽を供す、三献目の銚	70	ŀ	
日本						
15日 物忌札進上 70 上 16日 御祈禱 (正月に同じ) 70 上 70 所 一 一 70 所 一 一 一 71 所 一 所 一 一 71 所 一 一 一 71 所 一 一 一 71 所 一 一 一 70 下 下 71 一 何 一 一 一 70 下 下 71 一 何 一 一 一 72 下 一 一 一 73 一 一 一 一 74 一 一 一 一 75 一 一 一 一 76 一 一 一 一 77 一 一 一 一 78 一 一 一 一 一 77 一 一 一 一 78 一 一 一 一 一 70 下 下 一 71 下 下 一 一 73 一 一 一 一 74 一 一 一 一 75 一 一 一 一 76 一 一 一 一 77 一 一 一 一 78 一 一 一 一 79 一 一 一 一 70 一 一 一 一 70 下 一 一 70 下 下 下 70 下 下 一 一 一 70 下 下 一 一 一 71 下 下 下 一 一 72 一 一 一 一 一 73 一 一 一 一 一 74 一 一 一 一 一 75 一 一 一 一 一 76 一 一 一 一 一 77 一 一 一 一 一 78 一 一 一 一 一 78 一 一 一 一 一 79 一 一 一 一 一 70 一 一 一 一 一 71 下 一 一 一 一 71 下 一 一 一 一 71 下 一 一 一 一 一 72 一 一 一 一 一 一 73 一 一 一 一 一 一 74 一 一 一 一 一 75 一 一 一 一 一 一 76 一 一 一 一 一 一 一 77 一 一 一 一 一 一 一 78 一 一 一 一 一 一 一 79 一 一 一 一 一 一 一 一 70 一 一 一 一 一 一 一 一 70 一 一 一 一 一 一 一 一 71 一 一 一 一 一 一 一 一 71 一 一 一 一 一 一 一 一 71 一 一 一 一 一 一 一 一				70	上	
16日 調析់・ (正月に同じ)		8日	今宮祭、物忌札進上	70	上	
新日 朝の物(氷餅を供す) 70 上		15日	物忌札進上	70	上	
14日 一 一 一 一 一 一 一 一 1 1		16日	御祈禱(正月に同じ)	70	上	
6月 三十四年 1/10 下 市 下 下 市 下 市 下 市 市 下 市 市 下 市 市 市 下 市		朔日	朝の物(氷餅を供す)	70	上	
6月 三十四年 1/10 下 市 下 下 市 下 市 下 市 市 下 市 市 下 市 市 市 下 市				70	F.	
6月 14日 物忌札進上 70 下 下 下 16日 嘉定 70 下 下 70 71 下 下 70 71 下 71 71		7 H				
					-	
16日 嘉定 70 下 下 2 2 2 2 2 2 2 2	6月	1111				
時日 御洗髪 70 下 茅輪 70 下 7日 日間紀(例の如し) 71 下 7日 七夕御手向 71 下 茅輪を賜う 71 下 御祝 71 下 御祝 72 上 14日 灯籠進上 72 下 16日 灯籠の御返しを賜う 73 上 18日 物忌札進上 73 上 18日 物忌札進上 73 上 4 進上 73 上 中側和礼(正月に同じ) 73 上 4 第個 (初度・前師 (例の如し) 73 上 中側和礼(正月に同じ) 73 上 4 第個 (初度・前師 (例の如し) 73 上 中側和礼(正月に同じ) 73 上 中間和礼(正月に同じ) 73 上 中国の御礼(正月に同じ) 73 下 中間和礼(正月に同じ) 73 下 下 日間知代(三計日の銀子に南北を入れる) ア 下 下 日間知代(三計日の銀子に南北を入れる) ア 下 下 更 ア 下 日間知代(日間に) ア3		10 🗆				
7月 事輪 70 下 下 7日 御祝 (例の如し) 71 下 下 子輪を賜う 71 下 下 初御盃・朝餉 (例の如し) 71 下 面御盃・朝餉 (例の如し) 71 下 御御盃・朝餉 (例の如し) 71 下 面御盃・前 72 上 上 14日 灯籠進上 72 下 下 73 上 上 10 円 10 円 10 円 73 上 上 10 円 10 円 73 上 上 10 円						
7月 (例の如し) 71 下 7日 七夕御手向 71 下 茅輪を賜う 71 下 朝の御盃・朝餉(例の如し) 71 下 朝田田康事 72 上 14日 灯籠進上 72 下 16日 灯籠の御返しを賜う 73 上 18日 物忌札進上 73 上 18日 物忌札進上 73 上 4 進銅石(証上 73 上 中 神御祖((初献に尾花の粥を供す) 73 上 15日 名月の御盃・朝餉(例の如し) 73 上 中 神御祖((初献に尾花の粥を供す) 73 上 中 神御祖((初献に尾花の粥を供す) 73 上 事 事 下 面 下 面 下 事 事 下 面 下 面 で 下 事 上 面 の で 下 事 下 事 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市		晦日				
7日 七夕御手向 71 下 京輪を賜う 71 下 朝の御盃・朝餉(例の如し) 71 下 御祝 72 上 14日 灯籠進上 72 下 15日 灯籠 72 下 御祝 72 下 個祝 72 下 16日 灯籠 72 下 個祝 72 下 16日 灯籠 72 下 個祝 72 下 18日 物忌札進上 73 上 土 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td></t<>					-	
7月 事輪を賜う 71 下 朝の御盃・朝餉(例の如し) 71 下 御祀 72 上 14日 灯籠進上 72 下 15日 灯籠 72 下 御祀 72 下 16日 灯籠の御返しを賜う 73 上 18日 物忌札進上 73 上 4地進上 73 上 中銅御紀(正月に同じ) 73 上 4地進上 73 上 中銅御紀(正月に同じ) 73 上 4地進上 73 上 中銅御紀(正月に同じ) 73 上 4地進上 43 中銅御紀(正月に同じ) 73 上 4地強化(初離に尾花の粥を供す) 73 上 日 18日 物事名札進上 73 下 4日 毎事例の如し 73 下 8日 菊綿 73 下 9日 毎事月・五月等の節供に同じ 73 下 10月 毎事常の如し 73 下 東京 10 74 上		朔日	御祝(例の如し)	71	下	
初の御盃・朝餉(例の如し) 71 下 御祝 71 下 御祝 71 下 御祝 71 下 72 上 上 上 上 上 上 上 上 上		7日	七夕御手向	71	下	
## 2			茅輪を賜う	71	下	
7月 盆前 御目出度事 72 上 14日 灯籠進上 72 下 15日 灯籠 72 下 御祝 72 下 18日 切忌札進上 73 上 根上 73 上 根上 13 上 中鉤御礼(正月に同じ) 73 上 朝の御盃・朝餉(例の如し) 73 上 御祝(初献に尾花の粥を供す) 73 上 18日 物忌札進上 73 下 御霊会の御盃 73 下 期日 毎事例の如し 73 下 8日 菊綿 73 下 9日 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝(三献目の銚子に粛花を入れる) 73 下 13日 十三夜(八月十五夜に同じ) 73 下 瀬村歌(正月・五月に同じ) 73 下 瀬田 毎事常の如し 73 下 東衣 御花 74 上 御祝 74 上 上 11月 毎事例の如し 74 下 市 一の乗例の執行、計画、表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表			朝の御盃・朝餉(例の如し)	71	下	
7月 盆前 御目出度事 72 上 14日 灯籠進上 72 下 15日 灯籠 72 下 御祝 72 下 18日 切忌札進上 73 上 根上 73 上 根上 13 上 中鉤御礼(正月に同じ) 73 上 朝の御盃・朝餉(例の如し) 73 上 御祝(初献に尾花の粥を供す) 73 上 18日 物忌札進上 73 下 御霊会の御盃 73 下 期日 毎事例の如し 73 下 8日 菊綿 73 下 9日 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝(三献目の銚子に粛花を入れる) 73 下 13日 十三夜(八月十五夜に同じ) 73 下 瀬村歌(正月・五月に同じ) 73 下 瀬田 毎事常の如し 73 下 東衣 御花 74 上 御祝 74 上 上 11月 毎事例の如し 74 下 市 一の乗例の執行、計画、表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表					下	
14日 灯籠進上 72 下 15日 灯籠 72 下 御祝 72 下 16日 灯籠の御返しを賜う 73 上 18日 物忌札進上 73 上 中 中 和池 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7月	公 前				
15日 打籠 打籠 72 下 16日 打籠の御返しを賜う 73 上 上 18日 物忌札進上 73 上 上 18日 物忌札進上 73 上 上 14世 15日 御田の実 173 上 15日 御田の実 173 上 15日 御田の運動 10月	1/3					
個視 72 下 73 上 16日						
16日 灯籠の御返しを賜う 73 上 18日 物忌札進上 73 上		13 🗆				
18日 物忌札進上 73 上 18日 期日 日の実 73 上 14進上 73 上 15日 和の御盃・朝餉(例の如し) 73 上 15日 名月の御盃 73 上 18日 物忌札進上 73 下 18日 神器会の御盃 73 下 18日 神器会の御盃 73 下 13日 十三夜(八月十五月に同じ 73 下 13日 十三夜(八月十五夜に同じ 73 下 13日 十三夜(八月十五夜に同じ 73 下 14日 神形ಣ(正月・五月に同じ 73 下 15日 御石ಣ(正月・五月に同じ 73 下 15日 御田符 74 上 15日 御田符 74 上 15日 御田符 74 下 15日 神田符 75 上 15日 かの帳台の試なれば勧盃あり 75 上 15日 御田 15日 御田 15日 御田 15日 御田 15日 本事例の如し 75 上 15日 御田 15日 かの帳台の試なれば勧盃あり 75 上 15日 御田 15日 御田 15日 御田 15日 御田 15日 神田 15		100				
8月 田の実 札進上 中飼御礼(正月に同じ) 朝の御盃・朝餉(例の如し) 御祝(初献に尾花の粥を供す) 73 上 明初 (初献に尾花の粥を供す) 上 初 (初献に尾花の粥を供す) 15日 18日 物忌札進上 御霊会の御盃 73 下 御霊会の御盃 73 下 羽 (可報) 上 (可報) 8日 9日 9日 毎事回の如し 73 下 (可報) 下 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 (可報) 下 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 (可報) 下 (可報) 13日 16日 16日 前子藤常の如し 東去 御祝 73 下 (可報) 下 (可報) 下 (可報) 下 (可報) 下 (可報) 下 (可述) 上 (可述) 下 (可述) 上 (可述) 下 (可述) 上 (可述) 下 (可述) 下 (可述) 上 (可述) 下 (可述) 上 (可述) 下 (可述) 上 (可述) 上 (可						
Name						
8月 牛飼御礼(正月に同じ) 73 上 朝の御盃・朝餉(例の如し) 73 上 御根(初献に尾花の粥を供す) 73 上 18日 物忌札進上 73 下 柳田 毎事例の如し 73 下 8日 菊綿 73 下 9日 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝(三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 前和歌(重陽宴の心なり) 73 下 13日 十三夜(八月十五夜に同じ) 73 下 東京の如し 73 下 東京の如し 73 下 東京の如し 73 下 東京の如し 74 上 カ田侍 74 上 御田侍 74 上 御田侍 74 下 市子進上 74 下 市子進一 75 上 御田侍 75 上 御子供 10 10 10 <td></td> <td>朔日</td> <td>田の実</td> <td>73</td> <td>上</td>		朔日	田の実	73	上	
割の側面・朝餉(例の如し) 73 上 個根(初献に尾花の粥を供す) 73 上 15日 名月の側面 73 上 18日 物忌札進上 73 下 個霊会の御面 73 下 日本事例の如し 73 下 173 下 174 下 175 上 175 上 175 上 18日 175 上 18日 18日 175 上 18日 18			札進上	73	上	
8月 御祝(初献に尾花の粥を供す) 73 上 15日 名月の御盃 73 上 18日 物忌札進上 73 下 棚田 毎事例の如し 73 下 8日 菊綿 73 下 9日 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝(三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 13日 十三夜(八月十五夜に同じ) 73 下 16日 御祈禱(正月・五月に同じ) 73 下 更衣 73 下 御祝 74 上 裏日 御玄猪 74 上 御田侍 74 下 前子進上 74 下 子母 子祭 75 上 二の丑 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 75 上 第日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 御家例 75 上 御の分 75 下 御の分 75 下 御の分 75 下 御子の実 76 上			牛飼御礼(正月に同じ)	73	上	
個代 (初献に尾化の朝を供す) 73 上 15日 名月の御盃 73 上 18日 物忌札進上 73 下 御霊会の御盃 73 下 御霊会の御盃 73 下 御霊会の御盃 73 下 明日 毎事例の如し 73 下 御根 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 御根 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 13日 十三夜 (八月十五夜に同じ) 73 下 13日 十三夜 (八月十五夜に同じ) 73 下 16日 御祈禱 (正月・五月に同じ) 73 下 更衣			朝の御盃・朝餉(例の如し)	73	上	
15日 名月の御盃 73 上 18日 物忌札進上 73 下 個	8月		御祝(初献に尾花の粥を供す)	73	ŀ.	
18日 物忌札進上 73 下 河田 御霊会の御盃 73 下 下 日本事例の如し 73 下 下 御報会の御盃 73 下 下 初報 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 京和歌 (重陽宴の心なり) 73 下 京和歌 (重陽宴の心なり) 73 下 下 16日 御祈禱 (正月・五月に同じ) 73 下 下 16日 御祈禱 (正月・五月に同じ) 73 下 下 16日 御祈禱 (正月・五月に同じ) 73 下 下 16日 御祝 74 上 15日 御日待 74 上 15日 御日待 74 下 下 15日 御日待 74 下 下 17 下 18 下 18 市		15 H				
9月 御霊会の御盃 73 下 8日 期日 毎事例の如し 73 下 8日 期部 73 下 9日 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝(三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 13日 十三夜(八月十五夜に同じ) 73 下 16日 御祈禱(正月・五月に同じ) 73 下 更衣 73 下 御祝 74 上 変日 御玄猪 74 上 週日 毎事例の如し 74 下 ボ子進上 74 下 コの土 中、今夜より赤き衣裳を着る、五 万5 上 カー 毎事例の如し 75 上 カー 御婆上 75 下 神郷 毎別 75 下 神郷 中、中、						
9月 毎事例の如し 73 下 8日 菊綿 73 下 9日 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 13日 十三夜 (八月十五夜に同じ) 73 下 16日 御祈禱 (正月・五月に同じ) 73 下 東京の如し 73 下 東京の如し 74 上 東京 御祝 74 上 15日 御日待 74 上 15日 御日待 74 下 市子進上 74 下 下 二の丑 中、今夜より赤き衣裳を着る、五 75 上 二の丑 毎事例の如し 75 上 本の帳台の試なれば勧盃あり 75 上 郷日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 煤払 75 下 御愛上 75 下 下 節分 節分 75 下 御年の実 76 上		101				
9月 期報 73 下 9日 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 13日 十三夜 (八月十五夜に同じ) 73 下 16日 御祈禱 (正月・五月に同じ) 73 下 東京の如し 73 下 東京の如し 73 下 東京の如し 74 上 東京 御祝 74 上 15日 御日待 74 下 市子進上 74 下 下 日子祭 75 上 上 二の丑 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 万5 上 日の帳台の試なれば勧盃あり 75 上 郷日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 媒払 75 上 御子 第分 75 下 御分 節分 75 下 御子の実 76 上		₩H []				
9月 毎事三月・五月等の節供に同じ 73 下 御祝 (三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下 i泳和歌 (重陽宴の心なり) 73 下 16日 御祈禱 (正月・五月に同じ) 73 下 要事常の如し 73 下 更衣 73 下 調化 74 上 支日 御衣猪 74 上 15日 御日待 74 下 期日 毎事例の如し 74 下 ボ子進上 74 下 エの丑 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 万5 上 エの丑 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 万5 上 第日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 御寒り 75 上 御寒り 75 下 御寒り 75 下 御安 節分 75 下 御子の実 76 上					-	
9月 御祝(三献目の銚子に菊花を入れる) 73 下						
読和歌(重陽宴の心なり) 73 下 13日	_	9日				
13日 十三夜(八月十五夜に同じ) 73 下 16日 御祈禱(正月・五月に同じ) 73 下 10月 毎事常の如し 73 下 10月 東京 73 下 10月 東京 御田侍 74 上上 11月 子日 子祭 74 下 12月 毎事例の如し 75 上上 12月 毎年例の如し 75 上上 12月 毎年別ののより 年のまりのより 75 上上 12月 第2日 <td row<="" td=""><td>9月</td><td></td><td></td><td>73</td><td>下</td></td>	<td>9月</td> <td></td> <td></td> <td>73</td> <td>下</td>	9月			73	下
16日 御祈禱(正月・五月に同じ) 73 下 期日 毎事常の如し 73 下 更衣 73 下 御祝 74 上 素日 御玄猪 74 上 調和祝 74 上 15日 御日待 74 下 朝日 毎事例の如し 74 下 イヤー 千年 74 下 日 子巻 75 上 二の丑 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 75 上 前の帳台の試なれば勧盃あり 75 上 棚日 福寿例の如し 75 上 棚田 福寿の如り 75 上 御家人 75 下 下 御安上 75 下 下 御子の実 76 上			詠和歌(重陽宴の心なり)	73	下	
10月 毎事常の如し 73 下 10月 東京 御祝 74 上上 11月 毎日 毎日 <td row<="" td=""><td rowspan="2"></td><td>13日</td><td>十三夜 (八月十五夜に同じ)</td><td>73</td><td>下</td></td>	<td rowspan="2"></td> <td>13日</td> <td>十三夜 (八月十五夜に同じ)</td> <td>73</td> <td>下</td>		13日	十三夜 (八月十五夜に同じ)	73	下
10月 毎事常の如し 73 下 東京 御祝 74 上上 東京 御田侍 74 下 11月 子日 子紹 不多 74 下 12月 毎年例の如し 75 上上 第四日 毎年例の如し 75 上上 第四日 毎年例の如し 75 上上 8日 温槽粥を供す 75 上上 御房例 75 下 御房 第75 下 御房 第75 下 御房 第75 下 御子 第2 第2 第2 第2 第2 12月 第3 第3 第3 下 12月 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 下 第3<	16日		御祈禱(正月・五月に同じ)	73	下	
10月 更衣 御祝 73 下 74 上 支日 御玄猪 74 上 適祝 74 上 15日 御日待 74 下 藤事例の如し 74 下 市子進上 74 下 子日 子祭 二の丑 75 上 当の帳台の試なれば勧盃あり 75 上 期日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 煤払 75 上 御房例 75 下 上 御房 75 下 下 節分 節分 75 下 御子の実 76 上	10月				下	
10月 御祝 74 上 支日 御女猪 74 上 御祝 74 上 15日 御日待 74 下 11月 毎事例の如し 74 下 子日 子祭 75 上 二の丑 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 75 上 勝日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 御家例 75 下 御家人 75 下 御子 節分 75 下 御年の実 76 上			更衣		下	
10月 支日 御玄猪 74 上 15日 御日待 74 下 11月 毎年例の如し 74 下 11月 子日 子祭 75 上 前日 毎事例の如し 75 上 期日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 煤払 75 上 御家例 75 下 御子 節分 節分 第分 下 爾子 節分 第分 第分 下 個本 第分 第分 第分 個本 第分 第分 第分 面 第分 第分 面 第分 面 第分 面 第分 面 第分 面 第分 第分 第分 第分 第分 <tr< td=""><td></td><td>-</td><td></td><td></td></tr<>			-			
(相税) 74 上 15日 御日待 74 下 (期日) 毎事例の如し 74 下 (事子進上) 74 下 (日本) 万年 子祭 75 上 (日本) 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五日 75 上 (日本) 毎事例の如し 75 上 (日本) 福事例の如し 75 上 (日本) 福井 子会の表り赤き衣裳を着る、五日 75 上 (日本) 第年例の如し 75 上 (日本) 第年例の如し 75 上 (日本) 第年 日本						
15日 御日待 74 下		2 1				
期日 毎事例の如し 郁子進上 74 下 74 下 子日 子祭 二の丑 日 75 上 財田 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 期銀例 75 上 御家例 75 上 御家別 75 下 御家別 75 下 節分 節分 御子 76 上 御年の実 76 上		1517				
11月 有日 存生 74 下 子日 子祭 75 上 二の丑 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 75 上 期日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 煤払 75 上 御寨例 75 下 御愛上 75 下 節分 節分 75 下 本日 御光髪(六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上						
11月 子日 子祭 75 上 12月		朔日				
二の丑 日 女中、今夜より赤き衣裳を着る、五 節の帳台の試なれば勧盃あり 75 上 期日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 期底例 75 上 御寨例 75 下 御愛上 75 下 節分 節分 75 下 中日 御光髪(六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上						
日 節の帳台の試なれば勧盃あり 75 上 期日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 煤払 75 下 御嘉例 75 下 御愛上 75 下 節分 節分 75 下 晦日 御洗髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上	11月			75	上	
期日 毎事例の如し 75 上 8日 温槽粥を供す 75 上 不定 煤払 75 上 御嘉例 75 下 御愛上 75 下 節分 節分 75 下 晦日 御光髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上				75	上	
8日 温槽粥を供す 75 上 不定 煤払 75 上 御嘉例 75 下 御髪上 75 下 節分 節分 75 下 晦日 御洗髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上				75	ŀ	
不定 煤払 75 上 御嘉例 75 下 御髪上 75 下 節分 節分 75 下 晦日 御洗髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
12月 御嘉例 75 下 御髪上 75 下 節分 節分 75 下 晦日 御洗髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上	12月					
12月 御髪上 75 下 節分 節分 75 下 晦日 御洗髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上		小疋				
節分 節分 75 下 晦日 御洗髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上						
晦日 御洗髪 (六月に同じ) 76 上 御年の実 76 上						
御年の実 76 上		節分	節分	75	下	
		晦日	御洗髪 (六月に同じ)	76	上	
			御年の実	76	上	
			歳末御礼	76	上	

表2 後水尾院当時年中行事の項目(巻下)

- ・項目名は概ね書出しの語句を用いたが、便宜内容をまとめて示したものもある。・長文にわたる項目は、便宜小見出しを一字下げて示す。

項目	頁	段
神宮・内侍所を跡になさず	76	上
万物まず台盤所の棚に置く	76	上
毎日の次第	76	下
御手水	76	下
御拝	76	下
御盤	76	下
掌灯	77	上
御服召さしむる事	77	上
御けずりぐし	77	上
御鬢理する事	77	上
地下の者と直に御詞を交わさず	77	上
帷子は召されず	77	上
物を参るとき必ず茵を敷く	77	上
参らざる物	77	下
仏神に供したる物	77	下
鵜の魚	77	下
外居に入れたる物	77	下
器の塗りたる物	77	下
三方の上に直に入れたる肴	77	下
御手ずから肴を賜る事	77	下
天酌の時	77	下
台盤所にては入御申さず	77	下
常御所にては入御なし	77	下
諸家奏慶の御対面	77	下
諸家元服の日	78	上
元服の日御冠申し出す衆	78	上
内々御行歩に用いらる剣	78	上
別殿行幸	78	上
伊与までは局を持つ	78	上
上臈は女孺・末の者に直に詞を交わさず	78	上
御誕生日には千巻心経を読ませらる	78	下
御誕生日の御祝	78	下
御楽始	78	下
初雪積もれば御雪消しあり	78	下
御盃重ねて参る	78	下
御陪膳には上臈・典侍候す	78	下
朝の御盤の御陪膳	79	上
小四方などいう小さき台	79	上
陪膳の人なき時	79	上
女中の衣裳	79	下

項目	頁	段
女中懐姙の時	80	上
着带	80	上
忌明	80	上
御所々々の御祝共の次第	80	下
宮参	80	下
髪置	80	下
色直	81	上
深曾木	81	上
紐落	81	下
歯黒目	81	下
鬢曾木	81	下
門跡・比丘尼などの入室作法	81	下
皇女嫁娶の事	81	下
御所々々の誕生日	82	上
女中髪の根を結う事	82	上
女中の引眉	82	上
女中宮仕えに出る始め	82	上
御今参	82	上
女中童の程	82	下
二親の服	82	下
女中親父堂上なれば年忌に下行を給う	82	下
格子の元ばかりを取る事	82	下
竹・葦の類用いる事	82	下
剃刀	82	下
触穢の時	82	下
堂上の娘の堂上の妻になりたる者の御前に参 る事	82	下
武家に嫁したる人の御前に参る事	83	上
武家の娘の御前に参る事	83	上
儲君親王御同宿の時	83	上
儲君親王の上臈	83	下
一の采女	83	下
猿楽	83	下
風呂・炬燵	84	上
御脱屣	84	上
参り物を紙に包みて結ぶ様の時	84	上
月の障りの人	84	上
灸治	84	上
女孺は清き道具を取り扱わず	84	上

『後水尾院当時年中行事』

いても詳しい記述があることが特徴である。本書は、その書名の示す如く後水尾天皇の御撰にかかり、江戸時代初期の本書は、その書名の示す如く後水尾天皇の御撰にかかり、江戸時代初期の本書は、その書名の示す如く後水尾天皇の御撰にかかり、江戸時代初期の本書は、その書名の示す如く後水尾天皇の御撰にかかり、江戸時代初期の

には朝幕関係の不和があったとされる。延宝八年(一六八〇)八月十九日に 践祚され、続く四月十二日に即位礼を挙げられた。元和六年(一六二〇)六 十二月二十二日に元服、翌十六年三月二十七日に後陽成天皇の譲りを承けて 前久の女)である。 月輪陵と称し、 八十五歳をもって崩御され、遺詔に拠って後水尾院と追号された。その陵は 六年十一月八日俄に皇女興子内親王(明正天皇)に譲位されたが、その背景 和子を皇后に立てられた。なおこの立后は南北朝期以来のことであった。同 (一五九六)六月四日に誕生された。諱は政仁、母は女御藤原前子(関白近衛 本書を撰述された後水尾天皇は、 将軍徳川秀忠の女和子を女御とされ、 京都市東山区今熊野泉山町に存する。 同五年十二月二十一日に親王宣下を受けられ、 後陽成天皇の第三皇子として文禄五年 寛永元年(一六二四)十一月には、 同十五年

い。本書は勅封番号六七―六―一四、一冊。袋綴装で縹色の表紙を持つ。外「行論に先立ち、底本に使用した東山御文庫本の書誌について記しておきた

の影写本(函架番号一七五一六〇〇、昭和三十年影写)が架蔵されている。 は半丁あたり一一行、一行あたり二二字前後である。桐箱に収められており、 題はなく、法量は縦二七・七㎝、横二〇・八㎝。墨付は六七丁で、文字詰め 題はなく、法量は縦二七・七㎝、横二〇・八㎝。墨付は六七丁で、文字詰め の影写本(函架番号一七五一六〇〇、昭和三十年影写)が架蔵されている。本文は全文 が後水尾天皇宸筆で、補入や見せ消ちによる訂正がまま見られる。底本には 上下巻の表記は無いが、巻の切れ目で改丁されている。 翻刻にあたっては便上下巻の表記は無いが、巻の切れ目で改丁されている。 桐箱に収められており、題は半丁あたり一一行、一行あたり二二字前後である。 桐箱に収められており、 選はなく、法量は縦二七・七㎝、横二〇・八㎝。墨付は六七丁で、文字詰め の影写本(函架番号一七五一六〇〇、昭和三十年影写)が架蔵されている。

東山御文庫本には次の跋文が存し、成立の経緯を窺うことができる。

をかへりみす書付をはりぬ、彌外見憚あるものなり、 年筋氣ことに興發して、執筆曾以合期せすといへと、鳥跡のみくるしき り前後混亂したるを書あらためむとするに、老眼分明ならさるうへに近 としきりに懇望する女房あまたあれは、いなひかたくて、かの草のあま としきりに懇望する女房あまたあれは、いなひかたくて、かの草のあま をかへりみす書付をはりぬ、彌外見憚あるものなり、

書写したものであるという。免れて出来したところ、懇望する女房が多くいたため、草案の混乱を改めての本は承応の火災で焼失してしまった。ところがその草案が万治の火災をもすなわち、この本はもともと後光明天皇のために著したものであったが、そ

付けることができる。
また、次に掲げる『頼業卿記』『宗建卿記』の記述により、この跋文を裏

《紫峰》 寛文四年(一六六四)閏五月二日条

四人之外へハ無他見樣との仰也、関大納言・正親町大納言・東園中納言・賴業的候故、法皇御代之樣子・近々事之樣子被遊被加、法皇宸筆にて一册被ら候故、法皇御代之樣子・近々事之樣子被遊被加、法皇宸筆にて一册被法皇御幸、今日先年後光明院へ被遊候て被進候年中行事之御下書少々殘(後水尾)

『宗建卿記』享保十四年(一七二九)八月十日条

(主上の御陪膳についての故実を殿〈近衛家久〉に尋ねたところ、『後水尾院当

時年中行事』の記述を踏まえて答えたことが記された後に)

進新院之御中書、被借下應圓滿院被許書寫、仍於今被所持者也云々、 《後光明》(近衞養惠) (選者) 後日殿仰云、此年中行事秘藏之書也、曾以不在他家、後水尾院御時御淸後日殿仰云、此年中行事秘藏之書也、曾以不在他家、後水尾院御時御淸此後自殿下有御消息、過剋被仰御陪膳之事、後水尾院年中行事拔書賜之、此後自殿下有御消息、過剋被仰御陪膳之事、後水尾院年中行事拔書賜之、

れていたことなどを知ることができる。御文庫本が靈元天皇にもたらされたのは寛文四年であったこと、後水尾上皇御文庫本が靈元天皇にもたらされたのは寛文四年であったこと、後水尾上皇これらの記述により、後水尾上皇自ら草案を書き改めたもの、すなわち東山

写本系統と陽明文庫本について

までに翻刻されたものには『改定史籍集覧』『丹鶴叢書』『列聖全集』『新註『続扶桑拾葉集』『丹鶴叢書』『視聴草』等の叢書にも収められている。これ『後水尾院当時年中行事』の写本は多く伝存しており、また『八洲文藻』

本文の異同が多く、利用には不便な点が多かった。皇学叢書』などがあるが、いずれも流布本を底本にしたものであり、相互に

写本系統については和田英松氏・酒井信彦氏による言及がある。とくに酒井氏は流布本の祖となった近衛基凞書写本の系統と、東山御文庫本の系統の井氏は流布本の祖となった近衛基凞書写本の系統と、東山御文庫本の系統の共きく二つに分けられること、および東山御文庫本が系統上は単独の写本で大きく二つに分けられることを指摘している。この結論については首肯すべまられ、本文の検討のうえでは重要な写本であることが判明したので、以下えられ、本文の検討のうえでは重要な写本であることが判明したので、以下に紹介することとしたい。

していることから、基凞書写本が流布本の祖であるといえる。 (6) まず本書の諸写本は、そのほとんどが次に掲げる近衛基凞による奥書を有

禁中年中御作法以下事二帖

最珍無比類者也、子孫努非公用而莫令他見矣、院處也、基凞侍洞中之日被免拜借故不違一字謹書寫之、朝廷至寶、家門際處也、基凞侍洞中之日被免拜借故不違一字謹書寫之、朝廷至寶、家門後水尾院所令製御也、而染宸翰被収官庫、於此御本者爲御草案仍被進新

于時天和元年臘天中旬

左僕射基凞

中書本である。

中書本である。

大器の親本は草案であったという。すなわち『宗建卿記』にいう、またその親本は草案であったという。すなわち『宗建卿記』にいう、基凞は天和元年(一六八一)十二月に、後西上皇から借用してこれを書写し

陽明文庫には三部の『後水尾院当時年中行事』写本の存在が確認できる。

いまこれらを仮にA本・B本・C本と称することにする。

見せ消ちによる訂正、 成立を考えるうえでも極めて重要な写本と位置づけられる。 よる草案の推敲の跡まで忠実に写した模本と認められる。またその文字につ 除する指示「除之」がある(後述)。これらより、この写本は後水尾天皇に 東山御文庫本では、この部分に小書割書の注が入れられている。また巻下の すべきものとして、 正や補入の指示が随所に見られる。その書き方としては、 のと思われる。 いても東山御文庫本と類似していることから、筆跡までも模して写されたも なとに…」と始まる一項があるが、この項には合点が付されており、全て削 の御座に著御」の下に、注を増補すべき旨の書入れ「此間ニ注入之」があり があり、これらの箇所は東山御文庫本では指示通りに直っている。他に注意 外居に入れたる物」の項と「器の塗りたる物」の項の間には、「亡者の年忌 陽明文庫A本(近/216 推敲の過程を具体的に知ることのできる写本であり、本文の 巻上の正月十九日御会始の項では 小書割書を大字にする指示「大字非注」「大字」など /32、二帖)は、基凞自筆の奥書を有し、本文には訂 「清凉殿の北の方西向 挿入符による補入、

つまりA本を基にして整えられた本文となっている。多少見られるが、A本と比べると、概ね訂正箇所を改めた本文になっている。陽明文庫B本(近/21/33、二帖)は、基凞奥書を有し、補入の指示などが

い。 忌をそのままに写している箇所がB本よりもやや多い。また首書が施されて 基凞奥書がなく、本文中の訂正の指示は、改められている箇所もあるが、指 **陽明文庫C本**(近/21/21、一帖)は、A本を基にした写しと考えられるが、

以上のように陽明文庫には草案の忠実な写本(A本)と、それを基に本文

がある程度整えられた写本(B本・C本)が存在する。伝存する諸写本を見るに、訂正の指示を検ずるに、その箇所は必ずしも一定ではなく、特定の祖本を想言正の指示を検ずるに、その箇所は必ずしも一定ではなく、特定の祖本を想定することは極めて難しい。陽明文庫B本・C本を例に挙げるまでもなく、方正の指示を改めながら転写することはあり得たであろうし、それが転写のどの段階で行われても不思議ではない。またこのことが諸本に異同を生じさせる一因ともなっていたのであろう。

酒井氏は、東山御文庫本と流布本の本文を比較して、異同が多くあることでれるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写の過程におけされるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写の過程におけされるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写の過程におけされるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写が多くあることが許されるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写が多くあることでれるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写が多くあることでれるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写が多くあることでれるである。

本文の異同について

ている箇所や、冗長な表現が整えられている箇所がある。改めて言うまでもていたことが窺え、その結果、東山御文庫本のほうが説明の語句が加えられにも修正の指示が見られることから、後水尾天皇が最後まで推敲を繰り返しばの通り両本は清書本と中書本の関係であるから、仮名で記すか、漢字で記述の通りで東山御文庫本と陽明文庫A本の本文について比較しておきたい。先

なく、東山御文庫本が最も整った本文を有する最善本と認められる。

入れ替えなど文意が大きく変わらないと判断されるものは、ここでは扱わない)。文庫本を(東)、陽明文庫A本を(陽)として示す。なお大字と小字の違い、語句の要する。それらを掲げると次の通りである(傍線部。以下の引用文では東山御をだし、東山御文庫本になく、陽明文庫A本に存在する記述もあり注意を

(1) 正月朔日 御祝(3)頁下段)

(陽)次に平の御盤に御さか月をすへて供す、其様中央に三とのかはらけ

ひとつをすへて、めくりに深草かはらけ三つゝかさねて九すふ、

補って読むべきものである。これは「すへて」の目移りによる誤写であろう。東山御文庫本に当該部分を

- (2) 正月八日頃 諸礼(66頁下段)
- (陽) ひさしの西中央の間の北の方の戸をあけて道とす、

陽明文庫A本には、抹消などの記号はみえない。削除されたものか、書き落

- としたものか判断しかねる。
- (3) 正月十五日 三毬打(67頁下段)
- (陽) 内侍とりて御所にもてまいる、事をはりて還御、

れた文である。諸本には「のち還御」などとあるものがあるが、抹消が見落傍線部は陽明文庫A本では、墨線により抹消されており、推敲段階で削除さ

(4)正月十七日 舞御覧(67頁下段)

とされ、誤って伝わったものであろう。

奉行舞の目六をもちて東階にのそむ、左右の樂人二人階下にすゝみて目(陽)藏人東階にのそミてこれを下す、かしこまりてしりそく、次に樂所

六を給てしりそく、

文庫本に当該部分を補って読むべきものである。これも(1)と同様に「東階にのそ」の目移りによる誤写であろう。東山御

- (5) 七月七日 七夕御手向(71頁下段)
- り出し廣蓋にすふ、(陽)內侍ひとへきぬを著て御硯をもてまいる、其樣重硯の中の硯七をと

の落ち着きがよいように思われるが、あるいは書き落としか。陽明文庫A本には、抹消などの記号はみえない。「樣」があったほうが文章

- (6) 十月亥日 御祝(74頁上段)(「先つくくく」の下の割注)
- の足うちとか云物也、(陽)臺にすふ、臺のてい兩方に足あり、花足の類にや、當時世俗に流布

によって補入されていることから、傍線部は抹消されるべきものか。陽明文庫A本には抹消などの記号はみえないが、「足うちとか云」が挿入符

- (7) 地下の者と直に御詞を交わさず(77頁上段)
- (陽)但御口移・御手移不可然、堀河院御時樂人等偏無便之由、匡房大難、

尤不可然事也、

る。また両字ともに陽明文庫A本には存するので、書き落としであろう。『禁秘抄』の引用部分であるが、同書の諸本には、「但」「不」の両字が存す

- (8)「外居に入れたる物」と「器の塗りたる物」の間(77頁下段)
- 入符による補入)
 ひあたらしき器なとに入たれハとてもまいらす、「「女中方に儘あり」は挿びあたらしき器なとに入たれハとてもまいらす、「女中方に儘あり、たと(陽)一、亡者の年忌なとにほとこす心さしの物、女中方に儘あり、たと

先述の如く、この項目には合点および「除之」との書入れがあり、全体が抹

消されている。いま参考のため抹消された本文を示した。

- (9) 髮置 (81頁上段)
- (陽) 御祝ことに御袋・乳母に下行あり、別帖にみえたり、

いずれにしても本文とするにはそぐわない文である。した記録のようなものがあり、その文が残ってしまったものかもしれないが、ので、推敲の結果として削除されたものと思われる。あるいは執筆の参考に陽明文庫A本には、抹消などの記号は見えない。本書に別帖は確認できない

- (10) 深曾木 (81頁上段)
- (陽) 柳筥にゆすりつき、くし、かうかい、かうはさみ等のものを居て、

内容からして東山御文庫本の書き落としであろう。東山御文庫本に当該部分

(11)皇女嫁娶の事(22頁上段)

を補って読むべきものである。

(陽) よのつねの三獻なとにても時宜によるへき也、

陽明文庫A本には、抹消などの記号はみえない。削除されたものか、書き落

(12)参り物を紙に包みて結ぶ様の時(84頁上段)

としたものか判断しかねる。

(陽)何にてもまいり物を紙につゝミて結ひ、或ハ紙なと掩て上を結ふや

うの時

陽明文庫A本には、抹消などの記号はみえない。削除されたものか、書き落

としたものか判断しかねる。

いる箇所に次のようなものがある(傍線部)。また、東山御文庫本と陽明文庫A本とで、訂正の指示がなく異文となって

- (a) 六月十六日 嘉定(70頁下段)
- (東)とりく〜かつうを給はりて、下らふよりしりそく、
- (陽)とりくかつうを給はる事はて、、下﨟より退く
- (b) 六月晦日 茅輪(71頁上段)
- (東)女中著座、上臈一列御座の左方、東面、中臈一列御座にむかふ、南面、
- (陽)女中著座、上﨟一列御座の左の方、南面、中﨟一列御座にむかふ、南上
- (c)十月亥日 御祝(74頁下段)
- (東) つきをはらせ給ひて、中なる强供御を鹽につけて少まいる。
- (陽) つきをはらせ給て、御箸をとらせ給て强供御を少まいる
- (d) 十月亥日 御祝(召頁下段)(「つくくへと同し體の臺」の下の割注
- (東) 此臺ゐのこの外にハ出さる物也
- (陽)此臺ゐのこの外目二觸さるもの也、
- (e) 御誕生日には千巻心経を読ませらる(78頁下段
- (東) 假令上らふ分の人五十卷、中らふ四十卷、或卅五卷、下らふは廿卷
- (陽)假令上﨟分の人五十卷、中﨟四十五卷、或卅五卷、下﨟ハ廿卷、或
- (f) 紐落(81頁下段)

卅卷なとやう也

なとやう也

- (東) 九歳の時紐おとしあり、成人の體により、或いそかれて春なともあり、
- (陽) 九歳の時紐おとしあり、身の長により、或いそかれて春なともあり

る文となっている項目を次に示す。なお、訂正の指示がないものの、削除や書替えが多くなされ、かなり異な

(g) 十月亥日 御祝 (74頁下段)

(「御ゆひにてはちかせ給ふを給はる也」の下の割注)

- 補せらるゝ人ハ器用をえらはるゝか故也、大臣の子・まこなとは勿論、其外たる五位職事なとも其類也、是ハ職ニ(東)御けんてうの色前ニみえたり、四位・五位殿上人前ニも申ことく、
- 又職に補せらるゝ人ハ器用を稱せらるゝ由云々、
 殿上人も又同し、五位職事ハ兩頭の准據也、これらハ家を賞翫の故也、子或孫・兩頭なとハ二度の時も三度の時も、一度ハ黑を給はる也、五位

(h) 鬢曾木(81頁下段)

- るへき事也、は、御所にてのひんそきまれなる事也、如斯事ハ祝義の體已下時宜にあは、御所にてのひんそきまれなる事也、如斯事ハ祝義の體已下時宜にあ(東) 自然攝家方なとへ嫁する樣の事あれハ、其所にての事也、しかあれ
- (場) 自然攝家方なとへ嫁するやうの事ありとても、十六才まてありつき
- き事ハ時宜によるへき事也、
- (i) 女中親父堂上なれば年忌に下行を給う(82頁下段)
- いつれも一周忌まてハ給はらす、第三回忌より已後の事也、下行の員敷いつれも一周忌まてハ給はらす、第三回忌より已後の事也、下行の員敷いつれも一周忌まてハ給はらす、第三回忌より已後の事なれらふハ或地下の者、或社司等の女なれハ給はらす、乳母ハ各別の事なれらふハ或地下の者、或社司等の女なれハ給はらす、乳母ハ各別の事なれいさたまらす、時宜にあるへき也、 東)女中親父堂上の者なれハ、其者逝去の後年忌々々に法事とりをこな

- の事也、下行の員數さたまらす、時宜にあるへき事也、乳母ハ各別の事にてたふ、いつれも一周忌まてハ給らす、第三回忌已後人まてハたふ、下﨟ハ大概或地下の者、或社司等の女なれは給はらす、堂上の者なれは、堂上の勞あるによりての事也、されハ上﨟・中﨟分の(陽)女中親父の年忌にハ法事とりをこなふとて相應の切手をたふ、親父
- (·j) 儲君親王御同宿の時(83頁上段)
- (東 御過て後退出、是ハ此比萬事微々の體なれハ、親王の上臈にても袴をも著せれい、こ 祝あり、强供御の陪膳ハ禁中より典侍一人まいりてこれをつとむ、强く 其後御盃まいる、三獻目天酌、親王御とをしにまいらる、さか月をは殘 卿・侍臣平伏、 後三獻ハ親王の上らふはいせん也 を直曹にもちゐらる、正月五个日ハ或直曹にても、 奉る、親王里亭に住し給ふ時も節朔にハ必參內あり、 の前にをく、御さか月事をはりて本路をへて退出、公卿・侍臣したかひ の公卿障子をさして後、をのくくしりそく、親王れん臺の北の方に著座 公卿すゝみよりて障子をあく、 公卿・侍臣したかひ奉る、便宜の所をへて常御所の南にいたる、 しをきてしりそかる、親王のはいせんの人すゝみ出て盃をとりて、親王 親王茵の上に座せしめ給ふ、座を起て障子の外に出しめ給ふ、 殿上人の下らふ燭をとりて先行、 親王庇に入給ふ、公卿・侍臣平伏、 次に親王すゝみ給ふ、 或里亭にても親王の 其時にハ御袋の局 第一 公 其 0
- 親王庇に入給ふ、公卿障子をさして後、各しりそく、親王れん臺の北の便宜の所をへて常御所の南にいたる、第一公卿すゝみよりて障子をあく、下﨟燭をとりて先行、次に親王すゝみ給ふ、公卿・侍臣したかひ奉る、(陽)親王茵の上に座せしめ給ふ、座を起て障子の外に出給ふ、殿上人の

方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻目親王御とをしにまい方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻日親王御とをしにまい方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻日親王御とをしにまい方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻日親王御とをしにまい方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻日親王御とをしにまい方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻日親王御とをしにまい方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻日親王御とをしにまい方に著座、其後の三獻ハ親王の上臈陪膳なり、

\$く。これらは推敲を経て書き加えられた説明とみられる(傍線部)。 最後に、陽明文庫A本になく、東山御文庫本にある記述について紹介して

(ア) 小四方などいう小さき台(79頁上段)

(東)小四方なといふちいさき臺なとにすへて奉る菓子ふせひのものハ、

(イ) 忌明 (80頁上段)

御さか月の獻の一禮に供する也、る、御袋より進上の御樽のうちに、とりのこにてもかちんにてもまいる、るも何程の行粧にても鎌ハなき事也、御所にてハ常御所にて御さか月參(東)御袋ハさ程の行粧にもをよはす、但人により時により、宮も御ふく

(ウ) 猿楽(83頁下段)

うに申衆もありしを、故白河二位まひくへハ根本唱門師也、千秋萬歳等大かくら等のまひくへ又くるしからす、是も道の者にてまいらぬ事のや(東)猿樂ハ宮中に入す、但道の者にあらさるハ參る事常の事也、幸若・

も唱門師也、正親町院の御時幸若度々しこう申たる由申て、其後彌不審

なく參る也

める際に、最も意を用いた部分が奈辺にあるかを窺うことができよう。と考えられる異文が多いという傾向が見てとれる。後水尾天皇が本書をまとど同文であるといえるが、巻下のうち特に後半については、書き改められた以上、東山御文庫本と陽明文庫A本との本文を比較した結果、巻上につい以上、東山御文庫本と陽明文庫A本との本文を比較した結果、巻上につい

撰述の目的について

本書は『禁秘抄』『建武年中行事』を参考として、旧時と比較して異なっている。

とめられた蓋然性は高いのではないかと考えられる。 手になる諸行事の作法を書き留めた書があり、それを下敷きにして本書がま を改変したものと考えられる。すでに酒井氏が想定しているように、女官の ものではないが、 替えを行っている箇所がいくつか見られる。この書替えは全文に徹底された 訂正するなど、天皇の供膳に関する記述について「供す」→「參る」との書 また陽明文庫A本と比較すると、「强供御已前に供する也」を「參る」に 推敲の際に、臣下の目線から天皇の目線になるように文章

はないかと思われる ことから、 下敷きとした参考書の存在は窺えるが、全体としての統一を欠く印象がある 項に「別帖にみえたり」と見えること(東山御文庫本では削除されている)から、 あったと考えられる。巻下については、 られないことから、 さらに推測を重ねるならば、巻上には陽明文庫A本との違いがほとんど見 部分的に先例の書付のようなものを参考にしているに止まるので 巻上にあたる部分には、 先述の通り、陽明文庫A本の髪置の ある程度まとまった参考書が

度まいらせよかしとしきりに懇望する女房あまたあれは」との記述からは、 れは」とある如く、 かはりゆくすゑの世なれは、 本書を必要としたのが靈元天皇の女房達であることが明らかである。 尾天皇自身の見聞などにより行事の由緒や変化を記したことも、 こそあらまほしきに、それたに又おほつかなく成もてゆかむ事のなけかしけ した目的の一つと評価できる。また、 後水尾天皇が本書を編んだ目的については、序文に「何事もミるかうちに 後の参考となることを望んだものと考えておくのが穏当であろう。 新興の諸行事を含めた女官の作法に関することを書き残 せめて衰微の世のたゝすまゐをたにうしなはて 跋文の 「當今おさなくましませは、二 本書を著述 本来、 後水

> 本書を後光明天皇に与えたのも、 天皇と天皇に近侍する女房の参考のためと

理解することができよう。

て、 的・内々的な行事・慣習に価値を見出し、 て行こうとする姿勢がうかがわれるとし、 酒井氏は本書の性格について、 世俗的・内々的な行事へも理解を求めるために著されたと推定している 後水尾天皇が、 漢学を重視する後光明天皇に対し それを朝廷の文化として打ち出 室町時代に始まった世

いるように思えるが、 後者の後光明天皇に対して理解を求めるためとの見解はいささか穿ちすぎて 前者の新興の諸行事を新たな朝廷の文化として書き残

すことに価値を見出したとの視点は継承すべきであると思われ

序文や跋文、および先掲の 室において本書がいかに受容されたかを物語るものであり、 のが存しており、(10) 東山御文庫には、 実際に後代の天皇にも本書が読まれたことが知られる。皇 のちに中御門天皇が本書を写し、さらに注釈を加えたも 『頼業卿記』 には、 他見を誡める旨の記載がある 興味深い。なお

流布した徴証は見出せないこともこれを裏付ける。ただし江戸時代後期に至 にされることを意図していたようである。 ねハ」との記述などからは、後水尾天皇は本書が天皇とその周辺のみで参考 こと、また巻下の「陪膳の人なき時」の項に見える「外人のミるへき物なら 東山御文庫本の写しが作成され、

亀鑑とされるようになった。 基凞奥書本によって広く流布するようになり、

朝廷の諸行事を記した

ると、

『御うぶや以下の次第

事についてまとめられた書である。 三マテノ事』との称は、管見の限り底本以外には見出せない。 『後水尾院宸筆御記』 本書は後水尾天皇御撰にかかり、 『御産室次第』などの異称があるが、 皇子女の誕生から幼年期にかけての諸行 ほかにも『若宮姫宮様内々御祝儀覚』 『御誕生ヨリ御十

内容がまとめられている書物は、 夜の御膳など誕生直後の行事や、それより一三歳頃までに行われる髪置、 いて詳細な記述を有しており、 かには見出すことができない。本書は短文ながら、各行事と祝儀の作法につ 本文の記述は、 深曾木といった種々の祝儀の作法について述べられている。このような 出産時に用意されるべき道具から始まり、 貴重なものであるといえる。 本書および『後水尾院当時年中行事』のほ 胞衣の扱い、 色 七

あるが、巻一の 分割して引用される。また『列聖全集』に全文の翻刻がある。 た高橋宗直が編纂した『宝石類書』は項目ごとに史料を掲げる形式の類書で 次第』として、 である。さらに叢書にも収められており、 御七夜の事」 現存する写本はそれほど多くないが、そのほとんどは江戸時代後期の写し などの項目に、 『池底叢書』に 「降誕事幷御うふやしなひの事」のうち 『後水尾院宸筆御記』として本書のほとんどが 『後水尾院御記』として収載されている。 『墨海山筆』に『御うふや以下の 「御宮參りの事」 ま

底本は図書寮文庫所蔵の 『御うぶや以下の次第』 の一写本であり、 登録さ

> 期の書写ということになろう。 の筆跡は桂宮家仁親王(一七〇三~一七六七)のものであるので、 される。内扉 により近い本文を有すると思われる。 できた中では最古写本である。また写本系統上は流布本とは異系統で、 行あたり二○字程である。奥書などはなく、書写の経緯は不明であるが、そ は内扉を含めて一○丁で、 れ、その右に「(墨附拾枚) 表紙を持ち、 桂宮本である。法量は縦二三・七m、 れた書名は 『御誕生ヨリ御十三マテノ事』、函架番号は四五七―三三、一 表紙左上に貼られた紙に「御誕生より御十三までの事」と墨書 (旧表紙) には中央に「御誕生より御十三まての事」と直書さ 文字詰めは一定せず、半丁あたり八~一〇行、 信九十五號」と記された紙片が貼られる。墨付 『御うぶや以下の次第』の写本のうち、 横一七・二㎝。袋綴装で、後補の藍色 江戸時代中 確認 卌

写本系統について整理しておきたい。 ことが考証され、その根拠となる奥書が示されている。 本書については、すでに和田英松氏によってこれが後水尾天皇御撰である いまこれに拠りつつ、

年 まず流布本には、 (一七○六) に御厨子所預高橋宗恒が書写した本であることが知られる。 ⑸ そのほとんどに次の奥書があり、 流布本の祖本が宝永三

第也、 御廚子所預 紀宗恒

寶永三年九月上旬

右者御乳母之覺書をかりて冩し候也、

近世の御祝儀內々にて被行來候次

之」として高橋宗直 また右の奥書を持つ写本の多くには、これに続けて (宗恒の孫) の書き入れがあり、 さらに「イ本奥書」と 「宗直云以異本奥書考

宗直云以異本奥書考之

ふん秘藏すへし、 献上候處、則うつし留シメられ了、其外ハ何方へもいたし不申候、すい 後水尾帝製作無疑者也、尤世上類本無之也、九條殿より度々被仰下ゆへ

イ本奥書

れ候、 れ候、 お局にてうつし一校合了、千秋萬歳あなかしこ、ふかくひつの底におさ六條との、 め人のみきゝに及すへからすと御つたへさせ給へ、 宮々樣かたの御しうきのためとおほしめし候、かたく秘し候て冩し申候 ら御すきにひそかに御うつし被成候まゝ、員宮樣御はんしやうにて、 上様へ進られて今此御所にあり、 今樣と上樣とに一册つゝ有之ほかにハすきとこれなき御本也、其後ほと さぬやうに遊され進られ候やうにと仰上られ候、其後御秘書ニなり、當 新中納言とのより法皇様へ御のそミ仰上られ候ゆへ、御とりかへし遊さ 右此御次第は、 ハ、永盛に寫とめ申候やうにと仰出され御出しかたしけなく、 分させられ進られ候、 法皇様御むしほしの御折節、 當今樣へ進られ、すなハち御うつし出來、宸翰の書返進あそハさ 新中納言殿仰上られ候、 法皇樣勅筆にて遊され、上樣へ進られ候御祕書也、後水尾院、 其時御本のあいたより御しんかんの御本出ル、則 此御本大事の御本候間、もはや外へ出申 かやうのめてたき御本ゆへ御秘書なか 上様ならせられ候て御らんせられ、 則卽座に 其後

延寶つちのとのひつしの年正月初七

永盛謹寫

方の宗恒書写本の原本については、その存否は不明である

皇は写しを作成して宸筆の本は返進された。 を承けて、後水尾上皇がこれを返させたのち靈元天皇に進められた。 正月に、六條殿 儀のためとして、永盛に写させるよう仰せられ、永盛は延宝七年(一六七九) あったが、後西上皇は、 本が出来し、今は後西上皇の御所にある。このように秘蔵されてきた書で 凉の折、 めたものであったが、宸筆の本は新中納言(靈元天皇の生母藤原國子) のようになろう。すなわち、この書は後水尾上皇宸筆で、もと後西上皇に進 ここに見える「上樣」とは後西上皇のことと考えられ、その大意を記せば次 後西上皇が参上された際に蔵書を分け与えられた。 (尙仁親王の生母藤原定子)の局においてこれを写した 員宮 (後西上皇の皇子、桂宮尚仁親王)の王子女の祝 その後、 後水尾上皇の蔵書の曝 その時に宸筆の 靈元天 の望み

宮家に伝わった経緯が知られる。翻刻の底本とした桂宮本は、永盛によって もたらされた本を家仁親王が後に写したものであると考えられる。 またこれらの奥書により、本書の写本系統は、高橋宗恒書写本を祖本とす る系統と、生嶋永盛書写本の系統との二つに大別できることが知られる。両 者を比べると、永盛のほうが書写年が古いこと、また宗恒は乳母の所持して いた写しを転写したものであるのに対して、永盛が写した親本は後水尾上皇 の宸筆本か、それに極めて近い写しであると考えられることから、永盛書写 本の系統をより重視すべきである。管見の限りでは永盛の奥書のみを有する 写本は見出せないことから、現存の写本のうちでは、永盛書写本を写したと 思われる桂宮本が最も良質の本文を伝えていると考えるべきであろう。なお

この異本奥書により、

本書が後水尾天皇御撰であること、および本書が桂

本文の異同について

ある。主な相違箇所について記すと次の通りである(傍線部)。 桂宮本と流布本とを比べると、その数は少ないが本文が相違するところが

(1) 御誕生の御道具

(桂宮本) 御ひやうふ松竹、靍龜、 しら繪

(流布本)御ひやうふ、松竹、つるかめ、しろゑ、ふちへりなし、

(2) 御七夜の御膳

(桂宮本) かなかしら

(流布本)かなかしら二つ

(3) 御宮参

ら上、 かたをもちて中ゟおりて、本のかたをそのまゝおき、御ねりこくゝめ寥(桂宮本) 御ねりこ御はいせんの上らふ、御はしを壹せんそろへ、さきの

こくゝめまいらす、中よりおりて、もとのかたをそのまゝをき、ざきのかたをもちて御ねり中よりおりて、もとのかたをそのまゝをき、ざきのかたをもちて御ねり

(4) 髪置

(桂宮本)御いわゐこんの覺、

(流布本) 御いわゐこんのおほへ、つほねにて、

(5) 色直

(桂宮本) 御所にても二こん出る、それより御はしなをしまいらせられ候

御もらいやミ、おとなのことくに御せんこしらへあけ申候、

、流布本) 御所にても二こんいつる、 それより御はしなをし御せんこしら

へあけ申候

(16)。 とあるように、本文の注釈であり、後に付されたものと看做してよ竹刀也」とあるように、本文の注釈であり、後に付されたものと看做してよが異なる)、これらは例えば「御ゑな」の項の「小かたな」の上に「小刀ハが異なる)、流布本には頭書が最多で三箇所認められるが(写本によって頭書の数また、流布本には頭書が最多で三箇所認められるが(写本によって頭書の数

本書の性格について

本書の作成の経緯については、それを語る史料を見出すことができず、不下とされたこと、また生母が深く関わって靈元天皇・尚仁親王にもたらされたこと、流布の端緒となった宗恒書写本が乳母の所持していた写本の写しであることなどからして、本来は天皇と天皇に近侍する女官の参考にする目的で者されたものと考えられる。またこのようなあり方は、『後水尾院当時年中著されたものと考えられる。またこのようなあり方は、『後水尾院当時年中著されたものと考えられる。またこのようなあり方は、『後水尾院当時年中著されたものと考えられる。またこのようなあり方は、『後水尾院当時年中著されたものと考えられる。またこのようなあり方は、『後水尾院当時年中著されたものと考えられる。またこのようなあり方は、『後水尾院当時年中著されたものと考えられる。またこの下書に近代するように、本書が秘書によるように、本書の作成の経緯については、それを語る史料を見出すことができず、不可形成に大きな影響を与えたことを窺うことができる。

100)

注

御文庫御物』二「当時年中行事」、毎日新聞社、一九九九年。(1) 米田雄介「朝儀の再興」『日本の近世』二、中央公論社、一九九一年、『東山

- 2 国書刊行会、一九一四年、 『新註皇学叢書』第五巻、 『改定史籍集覧』第二十七巻、 広文庫刊行会、一九二八年。 『列聖全集』御撰集六、列聖全集編纂会、一九一七年、 近藤出版部、一九〇二年、 『丹鶴叢書』第六巻、
- 3 和田英松 『皇室御撰之研究』明治書院、一九三三年。
- 4 究紀要』第七号、 酒井信彦「『後水尾院当時年中行事』の性格と目的」『東京大学史料編纂所研 一九九七年
- 5 たものである。蔵書印「宮内省図書印」あり。 国会図書館に二部所蔵されているが、これは東山御文庫本を明治初年に写し
- 6 を行った旨の奥書を有するものがあることが紹介されている。 酒井論文参照。同論文には、流布本には基凞奧書に加えて、 伊勢貞丈が校合
- (7) 筆者は国文学研究資料館架蔵のマイクロフィルムによって調査を行った。
- 8 酒井論文参照。
- 上に関わる賀茂家・安倍家についての記述など。 こと、後七日御修法が義演の申し出によって再興されたこと、三月巳日の人形進 例えば、正月四日の千秋万歳は正親町天皇の崩御を契機に途絶えてしまった
- 10 かにも本書を抜書したものが数点存在する。 (勅封一一三—四-「仮名書年中行事」(勅封一一三―四―四―七)は巻上を、「禁秘抄御抜書」 ―四―八)は巻下をもとに中御門天皇が注釈を加えたもの。ほ
- 11 の年中行事をまとめたもの)は、明らかに『後水尾院当時年中行事』を下敷きに して書かれている。 例えば『嘉永年中行事』 (明治二十一年、勢多章甫編、 江戸時代後期の朝廷
- 12 伏―七八九など。なお『宝石類書』には、同名で内容の異なるものがある。
- 13 『列聖全集』御撰集六、列聖全集編纂会、一九一七年
- 14 『皇室御撰之研究』明治書院、一九三三年。
- 15 物館勧修寺本(目録化史料八四二)などを参考に、校訂した結果を示した。 以下の奥書は、内閣文庫本 (一四五―一二七六)、図書寮文庫松岡本 (二〇 一三五二)、京都大学附属図書館平松文庫本(四/オ/一)、京都大学総合博

である。 「御はいせん御てなかと同し事也、この御てなかはやくそうの事也」とあるもの の上に「はなかすの緒也」とあり、 他の二箇所は、 「御ゑな」の項の「すゝしのいと一ぢやう二しやくよりあわ 「御髮置」の項の 「御はいせん」の上に

16

せ



図1 「後水尾院当時年中行事」序文1

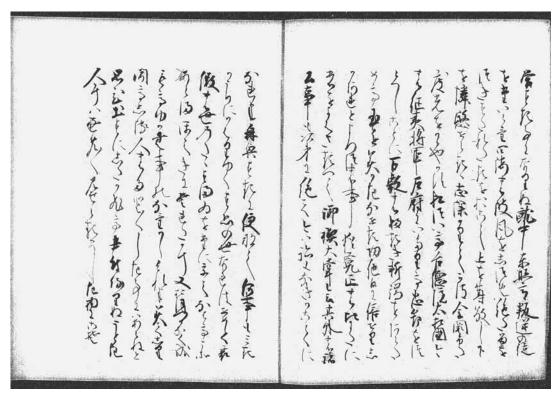


図2 「後水尾院当時年中行事」序文2

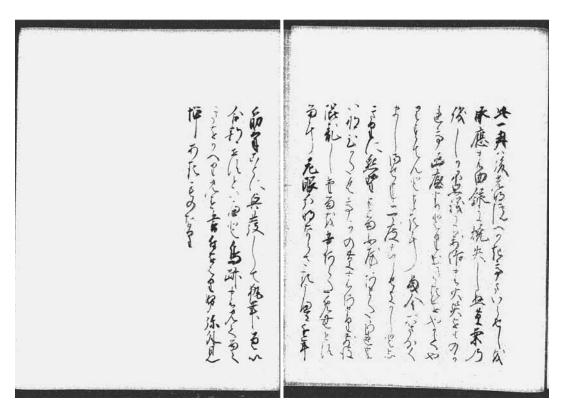


図3 「後水尾院当時年中行事」跋文

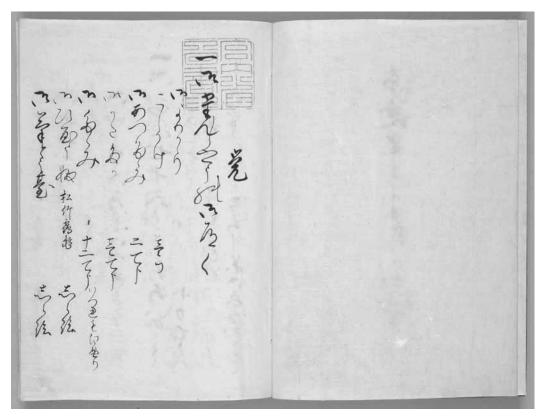


図4 「御誕生ヨリ御十三マテノ事」冒頭